

令和2年12月9日(水曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和2年12月第14回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和2年12月9日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和2年12月9日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくをお願いします。

諸般の報告をします。

継続審査となっておりました陳情第17号から19号までは審査未了となりましたので、議題としないことをご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

一般質問前でございますけれど、少しお時間をいただき、令和2年12月一般質問前の行政の緊急報告をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症については感染が世界的な広がりを見せており、わが国でも、全国的に第3波といわれる再度の感染拡大の動きが確認されております。

高知県内でも、11月下旬から再び感染拡大の動きが見られ、12月3日時点では15名、同4日には16名、5日に19名、6日に18名、7日には13名、そして昨日の8日時点では17名の感染者が確認されており、高知県内の直近7日間の感染者数は106名を数えております。

現在のところ、黒潮町からは感染者は出ておりませんが、12月5日からは幡多地域からの感染者も確認され、12月8日時点では合計で7名発表されております。

また、隣接する市町では、感染者の発生により小学校、高校の臨時休校が発表されるなど、黒潮町にとってはまさに水際まで到達している状況であると言わざるを得ない状況になっております。

住民の皆さまには、引き続き、3密の回避、マスクの着用、手洗いの励行、手指の消毒、換気など、基本的な感染防止策を徹底することなどにより新しい生活様式を身に付けていただいているとともに、実践をしていただいているものと考えております。

しかしながら、黒潮町では、昨今の感染拡大、幡多地域での感染状況をかんがみて、住民の皆さまへ感染拡大防止のためのチラシの配布などや、今12月議会の最終日に、感染症対策として補正予算案を追加提案させていただくことにしております。

そのように、スピード感を持った対策を今後講じてまいりたいと思っております。

この新型コロナウイルスの感染症は、3つの感染をもたらすといわれております。1つは病気、2つ目が不安、そして3つ目が人を排除する心、つまり差別です。この新型コロナウイルス感染拡大の予防はもちろん大切で、行政として可能な限りの対策を講じていく所存ですが、残念ながら100パーセント完全に防ぐこと、つまりゼロリスクは困難だと考えられています。つまり、誰が、いつ、どこで、感染するか分か

らないということです。

しかしながら、このごろよく耳にするのが、病気になるよりも自分や家族が地域や職場で誹謗（ひぼう）中傷されることの方が恐ろしい、という声です。感染することは、もちろん誰もが避けたいと願うところでございますが、この感染してしまったときの周囲の状況がどうなるかということが大きな不安となっていることは事実でしょう。この国には昔から、お互いさまという言葉がございます。思いやり、助け合う心を表す言葉です。誰しもが同じように感染する可能性がある状況で、一人一人が抱えてる不安というのもまた同じ種類のものであります。

今、感染対策と並行して大切にすべきは、相手のことを思い行動することであると考えております。黒潮町が34.4メートルの津波に襲われるかもしれないと言われてから数年がたった今、この町は、自分の命は自分で守ることだけではなくて、地域の皆さんが手を取り合い、一丸となってそのときに備えようといった気運がしっかりと醸成されております。これと同じように、この新型コロナウイルスに対しても感染者のみならず、そのご家族や周辺の方々、あるいは医療従事者やそのご家族等のことを思い、考え、行動ができる環境をつくっていかねばなりません。

現在は大変厳しい時期でございますが、ここが私たちの踏ん張りどころと考えております。一日も早く穏やかな日常が取り戻せるよう、引き続き感染症対策の徹底の施策を講じてまいる所存でありますので、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さま方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

先ほど町長からの発言でもありましたけれども、コロナウイルスの感染が広がっております。

いつ、どこで、誰が感染をしてもおかしくないような状況でありますので、感染対策を十分行った上で、お互いさまの気持ちを持って対処していただきますよう、よろしく申し上げます。

そこで、この議会運営に関しましても、本定例会から、質問席および答弁席に飛沫防止対策としましてパネルを設置致しました。しかし、全ての場所には設置できませんので、自席から発言する場合はマスクを着用したまま発言をお願い致します。ちょっと話しづらいかもしれませんが、はっきりものを言うてくれたら聞こえますので、よろしく申し上げます。

また、一般質問とか答弁においても、時間短縮ということもありますのでできるだけ簡潔に。6月議会でもちょっと皆さん経験あると思いますけれども、質問および答弁についてできるだけ簡潔に、効率的な議会運営ができるように、ご協力をお願いします。

それでは、順次発言を許します。

質問者、山本久夫君。

3番（山本久夫君）

おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

第1問目、学校の給食費を無償化についてということで、それは令和元年の9月に質問させていただきました。そのときにもお答えをいただきましたが、町長が代わったということで、新しい松本町長が無償化についてどんな考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

取りあえず、そのへんで一度お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山本議員の、学校給食費の無償化についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、学校給食の目的については学校給食法に明記されているところでございますが、その無償化については、学校教育法、民法、児童福祉法それぞれに関係するため、国の方針としては各義務教育諸学校の設置者において検討することが望ましいとされています。

そこで、黒潮町と致しましては、これまでも議員の質問に答えてきた継続でございますけれど、学力向上やいじめ、不登校等のさまざまな教育課題が山積する中で直ちに実施に至っていないのが現状でございますが、仮に無償化した場合には、約2,040万円の新たな財源が毎年必要となることも大きな要因となっております。

しかしながら、黒潮町総合戦略の最重要課題である人口減少、少子高齢化対策のための子育て支援事業という視点からの議論はまだ十分にできておらず、財源確保、財政シミュレーション、およびその効果などを慎重に議論しながら検討する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

町長、まあ従来どおりのというかね、過去にもあった答弁の内容と同じような雰囲気でございますけど。

町長が言われる福祉法なんかもそうですけど、子育てをするのに衣食住というのは親の義務でございます。その義務に対して税金を投入するということにはちょっと異論があるということで、長い間そのことは問題になってきた経過もございます。

しかしながら、今はその時代も変わりまして、この学校給食法ができたのが昭和29年で、その当時は貧困から子どもを救済するという大きな目的があったわけです。それが時代が流れてですね、学校の中でも、学習指導要領も平成の元年と10年、20年と改訂されて、その職員体制、食育ということで大変、もう教材のような扱いに今なっております。そういう背景もあったり。

また、全国でこの無償化についても議論を重ねられて、ほとんどの自治体が熟している。その議論については、もうあとは、財政のみなんです。お金があるかないかにたどり着いている自治体もかなり多いわけです。

そうして考えたときに、やはり学校給食がどんな役割を果たしているかということを十分考えることも大切ではないかと思います。教育委員会の中ではしっかり分かっていると思うんですが、特別活動の中の学級活動に位置付けられて、しっかりとして食で学ぶということになっております。

そういう状況にある中で、あと無償化にするということは、その今言うように財政のこともあるでしょう。しかしながら、平成の29年、その時点で3,000万ぐらいの予算が要ります。予算というか給食費を徴収するんですが、その中で700万。そのぐらいがもう町が支援してます。これは準要保護等の家庭にです。

そして、元年については2,672万やったと思います。その中で663万円が支給されてます。もう比率としては25パーセントぐらいが、もうそういう仕組みを支援してるわけです。町長がもうあとは判断するかどうか懸ってるんですけど、今。

もう、近隣では三原がやってますよね。やはり前も話したように社会保障のようにね、どんどん膨らん

でいくという話じゃないんで、この財源は。子どもは必ず減ります。これは否応なしに減っていきます。今、2,000万の持ち出し、3,000万近いお金が要るとしても、10年後、20年後には半分近くになっていく。そういう予想ができます。せっかくのこういう機会、この世で大変、子育てをしてる人は私たちの気がつかないところで大変しんどい思いをされてる方がおられると思うんで、何らこの給食費を無償化することは、もう子育て施策の一つの政策として論じられても、また実行されてもおかしくない話に今なっています。

そういう状況下ですので町長、やはり思い切ってやらなかったらできんのですよ、これも。

財源についても、前から私が言ってるように、ふるさと納税寄附金を充てたらいいと。それは総務省から言われてる用途があるから好きなようには使えんけど、黒潮町が特化している元気なまちづくりとか福祉に使いますというようなことで、福祉とか防災です。そういうがで入れてますよね。

寄付する方でも用途を限定する方もおられるだろうし、あとは町の裁量にお任せして寄付はするという方もおられる。そうした中で3,000万くらいのお金を何とか財源に回す。そういうことをやれば継続できる範囲じゃないか。そういうように考えますが。

いま一度、町長、大変町長は優しい方や、ソフトな感じで。こういう政策いうのは、町長じゃないとできん政策なんです。ほかの人はできん。松本町長、ご英断をひとつお願いできませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに近隣の市町村、県内では三原とか土佐町、本山町が無償化に踏み切っていますね。ただ、そのほかの市町村はやはりまだそこまで至ってない状況です。恐らく課題は、今私が答弁したことと同じような状況ではないかと思うんですけれど。

先ほども少し答弁でも言いましたけれど、教育委員会の方の教育課題、さまざまございます。その中でやはり給食無償化の確かに大きな課題の一つでございますけれど、優先順位がまだ教育委員会の方ではそれが第1位というふうなことになって、まだそこまでは整理されていない状況にあります。

それから、もう一方の視点、先ほど申しましたように子育て支援施策ですね。そのことについては、私はもう少しその意味での議論、少しまだ出来上がってないと考えておりました。そこをしっかりと議論してまいって、決してやらないとかそういうことではないんですけれど、もう少し期を熟して検討してみたいと考えております。

確かに、残念ながら子どもの数はどんどん減っておりまして、これをできるだけ減らさないというのが、今町の、人口を減らさない、子どももできるだけ減少を防いでいくというのが町の第一の総合戦略の一つなのでございますけれど、残念ながら子どもは減っていますので。

予算的には、確かにおっしゃるようにならざるにずっと増え続けるというものではないというのは認識しておりますけれど、それにしましてもやっぱり継続的な毎年要る予算が2,000万とか3,000万という数字になってきますので、そこはもう少しお時間頂いて、慎重に協議しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

どうもありがとうございます。

まあ町長、もう少し時間をかけて検討しなくてはならないということですが。

今、教育委員会の優先順位の中で学校給食費の無償化というのはあんまり上がってないと言うけど、反対に、私が思うには学校給食費の無償化というのはあんまり教育委員会に関係ないと。それが無償化になったとき、急に学力が上がるわけでもない。そういうものと全く別の話で、これは。学校教育でやらないかん優先順位はもっとほかにあるわけで、無償化はその中へ入れるということ自体がちょっと論点が違うんじゃないかと、そんな気がします。

要は、子育てで支援になるか、あるいは間接的に経済支援になるか。子育てをしている家庭の。そういう分野にもなってくるであろうし、まあ学校でやる、教育委員会が考えなくてはならないというのは優先順位がもっと、学力の向上であったりいろんな方向であると思うんで、そのことはちょっと切り離して。これを待ちよったら予選順位はいつまでたっても教育委員会から上がってこないような気がします、私は。そのことはもう別の話で僕はええと思うんで。

今日は町長、ぜひね、もうやはり思い切ってやるいうたら少ないからできるということもあるんですよ、反対に。社会福祉のようにどんどん増えていってね、社会保障のように増えていって、10億、17億じゃ20億じゃという世界じゃないんで。必ずね、子どもは増えることはない、減っても。だから、そうやって考えると少ないからできるということもあるということも十分頭に置いてですね、検討していただきたい。それで、やるくらいなら近いうちにやってください。どうせやるんやったら。そのうちとか言い出したら、そのうちですから本当に。ある程度目標を持ってね、いついつからは始めると。そうすることでね、転出も抑制できる。そういうこともあるんで。町長の言われるね、過疎にも負けない、地震にも負けない、コロナにも負けないまちづくりというのは、そういうところから始まるんじゃないでしょうか。

ぜひ、町長、再考をよろしくお願いします。

それでは、2問目いきます。

2問目は経済支援交付金についてですが、これは今年の5月の連休を含めておおむね1カ月程度、コロナの感染拡大を防止するために町が事業所に対して休業を要請して、それにお応えしてくれた事業所に対して20万から上限100万円の経済支援交付金を給付したんですけど、その結果、すごい町の声として助かったという声がよくあります。

先ほど町長が話したように、またコロナが感染拡大しております。5月よりかもっとひどいような状況じゃないかと認識してるんですが、またそういう結果になって5月のような状況になった場合、町長、私が仮定の話ですからお答えしにくいところ等ありますけど、5月のこと考えたら想定はできると思うんで。

またもう一度、このことについて経済支援交付金を支給する考えがあるか。これは町独自でやって、県、国から交付金があるなし関係なく、町が独自でコロナ対策の一環として再度やるというようなご検討をされているか、伺いたいと思いますが。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは山本議員の、再度、経済支援交付金の支給を考えるかについての質問にお答え致します。

コロナウイルス感染症の感染リスクが高まっていた本年4月下旬から5月中旬にかけて実施した、宿泊飲食体験事業者への休業要請と、同意して休業いただいた事業者に対しての協力金の実績は94事業者で、総支給額は3,024万円となっています。

要請した事業者にご協力をいただき、町内において感染事例が発生しなかったこと、また、現在に至るまで町内に感染が及んでいないことも含め、一定の成果があったものと理解しています。

現在の全国の感染状況を見てみると、11月以降において第3波といわれる感染拡大が首都圏や関西、北海道等を中心に確認されており、GoToキャンペーンなど国の経済施策の継続からしても町内において感染リスクが高まっていることは否めず、国、県の動向、また周辺市町村等の感染状況も注視しながら、場合によっては感染リスクを減少させ、住民生活を守るための営業時間短縮や再度の休業等を要請、また、要請に伴う協力金等の施策も地域経済への影響を鑑みながら検討していかなければならないものと考えています。

12月に入り県内での感染が著しく増加し、隣接町や幡多管内などの住民生活圏にもその感染は及んできており、要請した場合の当該事業者に与えるご負担や地域経済への影響が著しいことはありますが、感染リスクの高い業種においては営業時間短縮等の要請、また、これらに対する協力金の支給の実施についても検討したいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

課長の答弁で前向きに検討するというございますので、それは結構なことじゃないかと思えます。

とりわけ飲食も宿泊も、体験事業者についても宿泊事業者についても、やっぱり黒潮町におかれてはやっぱり小規模なわけで、一度やめるとなかなか再度やろうという、なかなか難しい状況があります。地域的にも。

やっぱりどうしても、ある程度保障もしながら協力をしてもらうということは大事やないかと。そういうことも考えますので、ぜひそういうことをご検討していただきたいと。

それと、あと県と国の交付金、支援金というのは、結構手間が掛かって遅い。だからどうしても町長が判断したときに、94業者あって、もう5月にやった実績もあります。ですから、事務的な手続きというのは結構もっとスムーズに円滑にいくと思うんで、もっと早い対応ができるんじゃないかと思ってます。そうしたときに、財源は財政調整基金、あれも8億6,000万ぐらいまだあります。あれを思い切ってね、取りあえずはする。あのお金というのは町が困ったときに使うために置いちゃう貯金ですから、今が困ったときであれば、そのときに使えばええわけ。そんなのでわずか3,000万。わずか言うたら失礼ですけど、3,000万あれば94業者は少なからず助かるし、前向きにまた進めるわけです。

ねえ町長、そういう財源も含めて町長がやるということで、ご判断してよろしいでしょうか私は。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

議員のおっしゃられる経済支援交付金、さまざまな形があろうかと思うんですね。それぞれの事業者に対して細分化した、さまざまな幾つかの制度というのは、現在準備もしている所もございます。

ただ、前回やった休業支援、94事業者。この事業については、この同じ制度までは今のところは検討してないんですけど、先ほど行政報告の中で少し触れさせていただきましたけれど、まずはコロナの感染防止を第一の目的とした支援というか要請ですね。要請について検討はしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

町長すんません、分かったような分からんような、妙に答弁でしたが。

僕は同等というかね、その金額も全く同じでおんなじことをせよという話じゃなしに、それは実績があるわけですからその中で精査される事業所もあるろうし、いろいろなあれがあると思うんですが。そのことは抜きにして、そういう事態になった場合に。ほかにもあるんですけど、デイサービスあったかとかいろいろんな所へやりましたよね。それはそれでまたいいんですけど、私はその事業者の宿泊とかそういう飲食なんかの特化して言っているだけの話ですけど。

そういうように町長、対策防止というのは結局、もともとそのお金の交付金も感染防止対策でやったわけで、要は飲食なんかは3密になりやすいという一番リスクがあると。そういうことを考えてやったわけですので、ねえ町長、そのへんをもう一度はっきりと。その防止対策は防止対策なんですけど、休業を要請したときにはその補償を兼ねた交付金、給付金を支給するかしないかという話だけですので。

そのへんだけ、ご答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

前回やった94事業者については、休業要請としたわけですね。休業要請したことに対する補償金をお支払いさせていただいたということでございます。これも、基本は感染拡大防止だったと思うんですけど。

現在のところ休業要請ではなくてですね、飲食業に特化してやるとすれば時間短縮要請を考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3番（山本久夫君）

大変しつこく、すいませんけど。

その段階があると思うんでね、感染状況の。ほんで町長が言うように低いレベルの話であれば、その時短の要請もしたらいいと思うんですが、本当に感染を、もっと逼迫（ひっぱく）したね、そういう状態になったときにやるかやらんか。次のステップの上へいけば、その協力金の支給になったりなると思うんですが。

そのへんのことは、じゃあ今のところは想定してないということによろしいんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、続けて山本議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

まずは、先ほど説明したように、段階的な説明させてもらいましたけれど。なおそれでも逼迫（ひっぱく）した、あるいは切迫した事態ですね、そういうことが発生すれば、当然、前回のような休業要請、そ

ういうこともお願いしなければならない事態もあり得るとは考えております。

そのときはやはり、要請した以上は財政的な支援というか補償、そういうものは当然やっていかなければならないと思いますけれど、それに至るにはさまざまな判断材料、国の状況、県の状況、そしてわが町独自の状況、それぞれ判断しなければいけないと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

3 番（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

コロナは大変な時代でもあるし大変なことです。対応の方を全力で、町長、執行部、よろしく願いまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、澳本哲也君。

10 番（澳本哲也君）

それでは、早速やりたいと思います。簡潔に行っていきたくと思いますので、よろしくお願いします。

今回は、人権に関して3つの質問を構えておりますので、お願いします。

まず、今月の最初の週だったと思います。南郷小学校で人権教育に関して研修会等がありました。本当に人権文化のまちづくり黒潮町という形で、本当に子どもたちも、そして教職員の方たちも一生懸命やってくれるのは本当に僕、感動した授業でした。ほんとによく調べ物なんかすごいやってですね、これからの黒潮町、ほんとに人権に関して期待が持てるなという感じがしました。

早速ですが、1問目やります。1問目は、部落差別解消に向けての啓発ということで質問させていただきます。

2016年に成立した部落差別解消推進法には、教育、啓発について、部落差別を解消するため必要な教育および啓発を行うよう努めるものとなっております。部落差別に向けた教育および啓発を改めて見直し、より現在の部落差別の課題に沿った効果的なものとしていくものが必要であると考えております。

同和対策事業特別措置法、地対財特法失効を同和教育から人権教育へと移り変わってきた際に、部落差別についての学習の希薄化が若者の正しい理解や関心の低下を招き、部落差別解消推進法にも書かれているような情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていると思われま。

現在の部落差別の課題の一因として結びついて考えているのが、同和対策事業特別措置法、地対財特法を含んで失効するまでと、失効した後の人権、同和教育や啓発、部落差別解消推進法に向けての取り組みについて分析をしたことがあるかを、まず問います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは澳本議員の、人権教育、啓発についての1番、法が切れる前と後における人権教育、啓発の分析について、私からは啓発事業に関する部分についてお答えをさせていただきます。

なお、人権教育に関する部分につきましては、私の答弁の後に教育委員会が行うことになっていきますので、よろしくお願い致します。

黒潮町では、1969年、昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法、1982年、昭和57年に制定された地域改善対策特別措置法、1987年、昭和62年に制定された地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、俗に言う地対財特法です。に基づき、人権教育や啓発事業、また、住環境整備事業を行ってまいりました。

もともと、これらの特別措置法は10年間の時限立法でありましたが、5回の延長を繰り返しながら、2002年、平成14年3月31日に一定の成果があったことを理由に失効し、その後は部落差別解消推進法などの一般法に移管されて現在に至っているところでございます。

議員ご質問の、法が切れる前と後とで人権教育や啓発を分析したことはあるかにつきましては、直接、法の失効前後の施策の違いに特化した分析は行ったことはありません。

しかしながら、黒潮町では、合併前の旧大方町、旧佐賀町の時代から、おおむね5年ごとに人権施策に関する住民意識調査を行っており、最近では2年前の2018年度、平成30年度に行っております。この調査で得られたデータは、人権問題に関する客観的指標として黒潮町人権施策基本方針の見直しをする際に活用しており、本年3月に改訂した第2次改訂版にも反映をさせたところです。

この第2次黒潮町人権施策基本方針には、法の失効前にはなかった犯罪被害者や、インターネット上の書き込みによる人権侵害等を新たな人権課題として加え、相談窓口の体制を充実させるなどの対応を図っているところです。

いずれに致しましても、住環境整備などのハード事業を除き、法の失効前と後とで本町の人権教育や啓発に関する施策にそれほど大きな違いはありませんので、その都度、黒潮町人権施策基本方針の見直しを行いながら、本町の人権課題に沿った施策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の人権教育の分析についてお答えをさせていただきます。

法律の経過につきましては、先ほど地域住民課長が述べたとおりでございます。

本町における人権教育の取り組みにつきましては、同和対策審議会答申の趣旨にのっとり、1968年に策定されました高知県同和教育の基本方針に基づき、部落差別をなくする人を育成する教育の充実と、そしてその条件整備について積極に取り組んでまいりました。

一方、町行政全般と致しましては、旧大方町では、1974年に部落完全解放の町を宣言し、1995年には人権宣言に関する決議を採択しています。旧佐賀町でも、同じく1995年に人権擁護の町を宣言しています。そして、両町とも同和対策審議会答申に基づき、町の振興計画に同和問題の解決を行政の重点施策として掲げ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指して取り組んでまいりました。

議員ご質問の、法が切れてからの人権教育を分析したことがあるかということについて、地域住民課長が述べましたとおり教育委員会でも法の失効前とその後の特化した分析は行っておりませんが、学校教育現場や社会教育現場ではそれぞれの教育目標の下、毎年度分析を行い実施をしています。

例えば、佐賀中学校では、学校教育目標を人間を大事にということと、サブタイトルとして自他ともに大切にすることができるとして掲げ、具体的な人権教育の目標は、各学年の教育課程に応じた研究課題を

設定し、その実践について毎年度見直しを行い、地域の現状把握とそして地域への発信を目指しています。

また、社会教育分野においては、人権教育推進講座や泊まり合い人権研修など、法の失効以前から継続して実施している事業もあります。人権に関する住民意識調査や住民の皆さんからの要望、そして社会状況に応じて毎年度分析を行い、実施内容を見直して取り組んでおります。

従いまして、これらは全て黒潮町教育振興基本計画と黒潮町人権教育推進計画に基づき、人権文化豊かなまちづくりを実現を目指して取り組んでおります。

今後、その方針に基づき進めてまいります。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

すいません、まず、地域住民課長にちょっと聞きたいことがあります。

僕、5年生、6年生、大方地区の5校のフィールドワークをやらせてもらっております。その中で、本当に部落の中の実態というものがなかなか把握できていないという現実があります。ほんとに若い者が他部落から入ってきたり、いろいろもう本当に万行部落は若い者が今結構入っております。

その中で、以前も僕これ質問したことがあると思うんですけども、部落の中の実態調査の件でございます。以前は町民館白書ということでやってこられたと思うんですけども、部落内の本当の実態調査は必要であると僕は思ってるんです。特に若い者はですね、これから結婚ということになってくると、一番悩むのはこの結婚差別です。そういった本当にその現実を知るためには、この実態調査が必要であると本当に思うんです。

部落の部落差別の実態から学ぶということが本当に大事と思っておりますので、どうかこの実態調査ができないか。

また、予算計上はできないかということをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答えさせていただきます。

現在におきましても、町民館を主体に相談員さん、また、館の職員さんを含めて相談事業を行っております。

その中において、地区内の実態について把握しているのが現状であります。

それに加えまして、それより一歩前へ進んで地区の全体を把握するための実態調査ということであろうかと思っておりますので、それにつきましては予算費用も含めて検討はさせていただきます。

ただ、現在においてはいつということは申し上げることはできませんけれども、地域の実態を的確に判断して、それを施策に反映するということは大変重要なことですので、それについては検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

検討をするという言葉、何か僕はあんまり好きじゃないがですけども。

その相談事業、ほんとに大事な事業だと思います。けれどもですね、この相談員にこの結婚差別のことなんか、実際相談するでしょうか。僕はそこ思うんですよ。いかに相談員が地区に入っていかいけな  
いかいいうことは、それはもちろんあると思うんですけども、そういうことがこれからも本当に実際起こっ  
てくるかもしれません。

その防災の関係でも、犠牲者を一人も出さないというのが目標です。差別、人権のことから、一人の犠  
牲者も出さないというまちづくりも必要になってくると思うんですが。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

実態調査のやり方についてであろうかと思えますけれども。

いずれにしましても、行うに致しましてもその調査結果をいかに施策に生かしていくか等々、やる前と  
やった後での施策に十分検討を要すると思っております。

従いまして、やり方についてはもう少し検討を要しますけれども、そのするしないにつきましては、も  
う少しお時間を頂いて検討させていただきたいと思えます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

それでは、住民啓発という視点の方からちょっと質問させていただきます。

法が切れるまでは、僕ら青年部でした。そのころ。そのころは結構青年部として各部落へ、この同和問  
題の提起ということで回った記憶もございます。あの当時、下田の口のザリガニ池の所に部落の差別落書  
きがあったということを問題提起するために、各部落をいろいろ回った記憶がございます。

今現在、どうでしょう。町民全部のその啓発。訴えていく。そういうことを実際やっておられますか。

僕は推進講座とか、そういった泊まり合いはもちろんやっていると思うわけですけども、啓発の観点か  
ら言ってですね、ほんとに住民全体にこれを問い掛けているのか、ちょっとまだ疑問が残るんですよ。

そこらへん、どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

啓発を担当する部署と致しましては、まず、参加しやすい研修であったり事業等を推進する、というも  
のを基本に置いております。

議員言われますように、その各地区地区に入って直接座談会的なことをするというところまでは現在は  
できていないのが現状であります。現在行っておる泊まり合いであるとか町人教であるとか、そういう  
主要な事業を通して、その事業を参加しやすい環境を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ひとつ提案ながですけども。

これは健康福祉課長に多分なると思うがですけども、あったかふれあいセンターや集落活動センター、健康福祉課長じゃないかもしれませんが。ここで啓発活動はある程度できないかないうことが、いつも思うんです。

活動目的は違うかもしれませんが、ある量の5分でも10分でも、集まったときに人権に関して何か活動、啓発ができないかと思うんですけども。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すいません。

例えば、あったかふれあいセンター、あるいは集落活動センター等でその人権に関する研修を行うことに致しましても、いずれにしましても人権啓発がかかわっていかないといけないと思っておりますので、今後、その実施するしないを含めてですね、人権担当部局が入って協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

それでは、教育委員会に質問です。

2019 年度、差別事件が県下の 8 件起こっております。その中で、8 件のうち 7 件が SNS を利用した差別の書き込みながです。

そういった啓発、保護者、そして生徒にですね、今どういうふうな教育をしているのか、ちょっと聞きたいなと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをさせていただきます。

スマホ等を使った SNS 等の書き込みというのは、非常に学校現場でも問題になっておりまして。

まず、大きく流れとしましては、幡多地域、西部教育事務所管内 6 市町村で幡多っ子ネット宣言というのを策定しておりまして、これが今バージョン 2 が現行運用されておりますけれども、近々バージョン 3 にアップを致しまして年明けにはその運用が始まると思いますけれども、今、幡多地区の PTA、教育長等の関係者でその案を練っているところでありますけれども。

そういう形で、特定の学校とか特定の市町村だけでその SNS への書き込みに注意しましょうという啓発だけではなくて、少なくとも幡多地域全体で、保護者も一緒になって利用制限、それからモラルについて取り組みをしましょうということが、一番大きな取り組みではなかろうかと思えます。

併せまして、特に中学校におきましては、通信事業者等の講師をお招きをして、あるいは警察等の講師をお招きをして、SNS 等への書き込みの注意に関する講演等も実施をさせていただいております。

その際には、その差別事象だけではなくて、さまざまな面で危険がはらんでいる、身の危険も含めて書き込みが非常に重大な案件をもたらすということも含めて、子どもたちには啓発をさせていただいているところであります。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、言葉じゃなしに文字でも人は殺せるんだということをしっかりと伝えていってほしいなと思います。

それと、これも2回ぐらい設問したかと思うのですが、以前。保育園からの保護者の人権学習についてです。

以前は何かこう、来年度からやりたいと思いますということの回答はもらったんですけども、本当に保護者として人権学習、人権問題に入る入り口だと、僕は思っております。この保育園の保護者会自体。

それが、まず、今現在やっているのか。

そしてこれから、やってなかったら本当にやれるものなのか。

教育委員会としてどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

以前にも確かに議員の方から、保育所ないしは小中学校のPTAに対する人権学習の実施をということでご質問をいただいたところであります。

小中学校につきましては毎年度、1回はPTAの方で人権学習を実施をさせていただいておりますけれども、保育所の場合はなかなか保護者会主催でということにはなっておりませんので、正直申しまして具体的な実施に至っていないというのが正直なところでございます。

従いまして、保育所に当たりましては、例えば入所時での説明時ないしは各クラス懇談会等を通じて、人権への意識付けの機会を持っていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

以前はですね、浜松の保育園のときには、年に2、3回これを行っておりました。何でできないのかなと、ほんとに疑問ながです。

講師とか、そういう人はほんとに要らんがですこれ。所長でも、講師できると思うんですよ。人権に関しては、それぐらいの器量はあると思うんです。また、知識もあると思うんです。

それはどうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答え致します。

まさしく我々公務員というのは、そういうことを先頭に立って啓発し実践をする立場にある者でござい

ますから、所長は講師となって、保護者に対して講話等ができるのがある意味当たり前かと思しますので、そういうことも含めまして実施について前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

1 問目の最後に、町長に質問します。

以前は、あの商工会の所に部落完全解放宣言の町というふうな、大きい看板が設置されておりました。

町内、国道を走ってみても、納税に関する看板はあるんです。人権の看板がないんです。やはり人権という言葉人間見たらですね、やはり人権のことをちょっとでも考えてくれるんじゃないか、そう思うんですが。

どうですかね、町長。その人権に関する看板、1 つでも設置できないか。僕、バイクで結構うろうろするんですけども、他市町村、結構人権のことに関する看板あるんです。黒潮町はゼロです。

お願いしたいんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

かつてあった部落差別宣言の町という旧大方町のときにあった看板、これがいろんな当時の行政の議論の中で、時代に合わせて変えていった経過は存じております。

そして同時に、今の商工会の前ですね、人権づくりのまちづくりの看板。そして、旧佐賀町の庭の所にも同様の看板。人権に関する看板、全くないんじゃないくて、言葉はいわゆるソフトになったかな、少し人によってはばやけた感じも受けるかもしれませんが。やはり全然ないんじゃないくて、それなりの啓発看板はそれぞれの経過の中で作ってきております。

だから全くないんじゃないくて、その表現が時代に合わせて変わってきておるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

けど、国道じゃないんですね。国道から見えますか。僕は見えんと思うがですけども。

そこらへん、もう一回考えてもらいたいと思います。

2 問目にいきます。

町職員、それと町教職員の人権調査についてでございます。

当町の人権教育、啓発のさらなる充実が求められる中、まずは教育や啓発を推進していく側の町職員や教職員のレベルアップが必要であると考えます。

そのためには、職員の人権意識調査を通して人権意識や理解度、課題等を明らかにし、それを基に職員への効果的な研修を行っていくことが大切と考えております。

町職員、町教職員の人権意識調査の実施はできないか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは澳本議員のカッコの2番の、町職員や教職員の意識調査についてお答えをさせていただきます。

黒潮町では、年に数回行っております町職員研修の一環として、各課ごとに人権研修を行っています。この研修の最近の動向は、実際に役場窓口や電話対応時に人権侵害等の事案が発生したことを想定しまして、その後の対応をロールプレイング方式で行っております。参加した職員が、差別発言をした方とそれを対応した町職員の側に分かれて行うものであり、実践形式で行うものでありますので、町職員としての人権意識が問われる研修となっております。

次に、この研修とは別に、黒潮町役場に採用された新規採用職員や、新たに黒潮町に赴任してきた教職員の方を対象にした研修も行っております。その内容につきましては、これまで国や県、町が行ってきた人権施策の概要を説明し、今後黒潮町が進める人権施策についての研修であります。

議員ご質問の町職員や教職員の意識調査につきましては、残念ながら全ての町職員や教職員を対象にしたものは実施しておりません。しかしながら、先ほど申し上げました新採職員や転入教職員の研修のときであるとか、町が実施する各種研修会においてアンケート調査を実施しており、町が進める人権施策の一助になっていることは確かであります。意識調査とアンケート調査という言葉上の違いはありますけれども、町が進める人権施策に影響を与える調査であることに変わりはないと思っております。今後も、研修の機会を捉えて実施していきたいと考えております。

いずれに致しましても、任命権者がそれぞれ違う町職員と教職員ですので、一律に同じ調査が可能かどうかは検討を要すると思っております。仮に実施するに致しましても、その調査結果をどのように施策に生かしていくか、調査の目的と効果を事前に十分検討した上で実施しなければいけないと考えております。

従いまして、意識調査の実施につきましてはもう少しお時間を頂いて、実施の可否について判断をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは私の方から、教職員に対する意識調査に関してお答えをさせていただきます。

これまで当町では、教職員を対象とした人権教育、啓発に関する意識調査等を実施したことはございません。

人権教育に関する調査に関しましては、平成28年度に高知県教育委員会が児童、生徒、保護者、教員を対象に講習ごとに実施をしております、各地教委、学校では、その報告書の内容を反映させながら人権教育の推進に取り組んでいるところでございます。

教職員の任命権者は高知県であり、自治体を超えて移動を致します。従いまして、人権教育にかかわらず、当町の教職員に限っての意識調査や実態調査等の実施は、自治体固有の案件がある場合は別でございますけれども、現在のところ考えておりません。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

教職員ののがは考えてない。ほんで、町職員は時間を分けてゆっくりと検討していくということですよ、はい、分かりました。

県下的にほんとに黒潮町は、町職員の方々は本当に人権学習はしっかりとやっていると思います。ほんとに自慢できることだと思っております。

しかし、ほんとに自分のこととしてほんとに捉えているかということが大事になってくると思うんです。あと、退職後に、いかにこの人権啓発に関して参加し、ほんとに自分のものになっているかということが疑問に思う人たちが結構いるということが現実です。

地域住民課長、その退職後のほんとに自分のものになっているのか。

そういうことはどうでしょう。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

町職員であった方が退職をされてからの、その人権課題について向き合う姿勢とか、考え方であろうかと思えます。

すいません、ちょっと意識調査とかぶってしまいますけれども、それに特化したものはやっておりますので特にここでお示ししづらいところがありますけれども。いずれにしても、町職員であったときに培った経験や、研修であるとかいろいろなものを自分の中の指針として、その後の人権施策に当たっていると理解しております。

それに関しましては、ほかの一般の町民の方と同様に、いろんな施策を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

先ほども言いましたけども、それとさっきの新規、そして転任の研修ですよ。あのときに、今現在も部落の差別の実態を学ぶという観点から、ほんとに地域の保護者を中心に発表する場というものが設けられております。

そうじゃなしに、もうぼちぼち教育長なり、次長なり、町長なり、講演ができる、啓発ができる立場じゃないかなと思うんです。

そこらへんどうでしょう。考えてみたことあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

要請されれば、いつでも出向きたいと思えます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

はい、よろしくお願いします。

3 問目いきます。

人権と防災ということから、防災と人権についてお願いします。

今、人権力は防災力という言葉もあるそうです。考えてみたら、ああ、なるほどなど、そういう気持ちになりますけども。防災を一つの柱として取り組んでいる黒潮町において、一定のハード事業の完了ということだと思っております。

防災と人権は本当に重要な課題だと考えております。災害時には、女性や子ども、障がい者や外国人など、さまざまな人たちに対する人権課題が表面化してくると考えられます。防災と人権について、これまでの取り組みと、これから課題、どうするのか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、防災と人権の関係について、私の方からは学校教育の点からご説明をさせていただきたいと思えます。

その前に、この際でございますので、当町の小中学校における防災教育の考え方と取り組み。これについては当町の防災と人権の根幹を成すものでございますので、少し長くなりますけれどもご説明をさせていただきたいと思えます。議長の方からは時間短縮と言われておりますけれども、お許しを願いたいと思えます。

黒潮町では、全小中学校におきまして、年 10 時間以上の防災教育、年 6 回以上の避難訓練の実施を義務付けをしているところであります。平成 26 年度からは、現東京大学片田特任教授の指導を仰ぎながら、町独自の地震津波災害および大雨洪水土砂災害教育カリキュラムを改造しながら、各校でその実践を重ねております。

当町の防災教育の最大の特徴は、命の教育を土台に据え、知識としての災害メカニズムや、地域の災害の危険性を教えるだけではなくて、また、逃げることを目的とした脅かしの防災教育ではなくて、自然には恵みと災いの二面性があることをしっかりと理解をさせ、郷土愛を育みつつ、自然災害から自分の命、他者の命を守る、生きる力を身に付けさせることにあります。

そのため、小学校低学年では自分の命にかかわること、中学年では家族の命にかかわること、高学年では他者の命にかかわることを理解をし、中学生においては、災害文化の継承に貢献する素養を身に付けることを大きな狙いとしております。

学校教育における防災教育というのは、教科や日常の学校活動と乖離（かいり）をしてはいけません。何よりも防災教育や人権教育を通じて、学校教育の最大の目的である生きる力や確かな学力を育まなければなりません。

黒潮町の防災教育は命の教育を土台に防災教育を超えて、人としてどう生きていくのかを学ぶ人間教育、人としての教育を目指しております。防災教育で自然災害の恐ろしさだけを教えるだけでは、ふるさとを嫌いになるだけであります。

中学校では、生徒が自主的に取り組む防災委員会の活動をしております。生徒は地域の要配慮者宅を個別に訪問し、防災意識の調査を行った結果から、身体的障害や厭世観などの精神面から防災訓練への参加が厳しいと思われる住民に対しまして、町の総合防災訓練の際サポートを行っております。これまで一度

も地区の避難訓練にしたことがなかった要配慮者が、中学生と一緒に参加することで次からも参加するという意欲を見せ、周囲の方からも、久しぶりに顔を見た、訓練で会えてうれしい、などの声が挙がったそうでありました。その結果、それまでの地区避難訓練参加率が33パーセントだったものが、93パーセントまで上昇をしたという報告を受けております。

自然には災と恵みの二面性があることを知った上で、ふるさとへの愛着と誇り、貢献意識を持った人間、そして一人も命を失わせないという強い意志を持ち、人を人として尊ぶことができる防災教育、防災活動を通じてそのような子どもたちを育てていく。このことが、黒潮町の防災教育の最大の目的となります。

人を人として尊ぶ、そしてその命を守ることが、人権尊重の最大の目的だと思います。そのため、自然災害や戦争は最大の人権侵害だといわれております。災害が起き、人々が避難した場所には、子ども、高齢者、女性、障がい者、外国人、病気を抱えている人など、さまざまな人が集まり、それはそのままあらゆる人権課題が1カ所に集まる場所になります。そのとき、普段は表れなかった人権侵害が起きることは過去の歴史が証明をしております。災害に見舞われれば、誰も自分のことで精いっぱいになって、人のことを思いやる余裕がなくなってしまうからだといわれています。しかし、同じ地域で暮らす人同士の普段のつながり、付き合い方がしっかりしていれば、災害のときに助け合うことができる、そのことを当町の子どもたちは防災教育から学び、実践をしてきております。結果的に、子どもたちは人権のことを考え、学び、実践できる人になりたいと頑張っていると。その子どもたちを私は誇りに思いますし、しっかり応援していきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

本当に防災、人権。人権を学んでいくと、やっぱり防災にも強くなる。防災を学んでいくと、やっぱり人権は必ず必要になってくる。本当にありがたい報告でありました。ありがとうございます。

先ほども外国人の方とか出たんですけども、情報防災課長にお尋ねします。

外国人、体が不自由な方、またジェンダーの方とか、さまざまな方がおられると思います。避難所での生活になってきたときに、気が付くということがいかに重要か。そして、行動に移すことができる取り組みも必要になってくると思うんです。そんな啓発、学習の場が住民には必要だと、住民に対して思うんです。

それと、外国人労働者がほんとに多数、黒潮町はおります。その人たちに、ほんとに避難マニュアルとかそういうことは作成できているのか。それで、避難訓練も同様、住民と一緒に訓練できている。そういう体制づくりができていくのか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、防災の中において人権というのは本当に大事な部分だというふうに感じております。それは、災害は多くの人命に危険を晒し、またストレスを感じるものです。

そうした中、おっしゃられるように外国人の方であったり、そういった要配慮者の方が特にそういった

ところの災害時においてはどうか対応していくかといったことが大きな課題となります。

そうしたところから、今後、要配慮者に対してどのような形で避難をして、避難所でどのように対応していくかといったところ、それも整理をしながら考えていかななくてはならない課題だというふうに思っています。

また、外国人の方に関する避難訓練に関しては、地区防災計画の中で取り組みをしている地区もあります。そうした、特に地区防災計画の中で災害時にお互いに思い合うこと、というところが当然必要であるということが自ずと認識されているというふうに思っていますので、こういった防災の中での取り組みが人権の取り組みにもつながっていくというふうに考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

本当に、人権、防災、重要な課題。本当に自分たちも一生懸命これは取り組んでいかなければならないと思います。

最後に、企画調整室長にご質問します。

このコロナ禍の中、5月でしたかね、あのWILLの青い旗、青フラッグの取り組みは本当に素晴らしい取り組みだと思っております。町全体が本当に一つになり、人を大切にするという取り組みができたと思っております。

しかし、これで終わるのは本当にもったいない。これからの取り組みが本当の取り組みだと思っております。これから一歩でも前へ進む取り組みは何かできないか。

申し上げます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

議員がおっしゃりましたように、この取り組みは新型コロナウイルスの感染症拡大の防止の一環として、そして医療、福祉現場といった最前線で働いている方や、それから自粛の中、不安を抱えながら頑張っている方々を応援するため、そして誹謗（ひぼう）中傷といったことが起こらない、互いが互いのことを思いやれるまちづくりを目指して、今年5月に始めたものです。

皆さまの共感を得ることができまして、ほんとに5月以降、それぞれの家、軒下、玄関等に、この青い旗が掲げられました。また、町外におきましてもこの活動に賛同していただき、多くの教育関係者やそして団体、企業の方もこの取り組みを広げていただいております。

また、SNS、インスタグラムにおきましても、多くの方や学校関係者が投稿していただき、ほんとに全国に広がっているというふうに感じております。

このプロジェクトですけれども、そもそも先ほど言いましたように黒潮町から始めた取り組みですけれども、町内だけではなく日本、そして世界におけるこの状況、このコロナが収束するまでは終わらないものというふうに考えておりますので、ぜひ今後も、住民の皆さまと一緒にこの収束することを願いながら、引き続きこのプロジェクトを実施したいというふうには考えております。

また、具体的にどうしていくとかというのは、それぞれの案もいただきながら、これをやめることなく続けていきたいというふうに思っておりますので、ぜひまたそういったご意見もいただきながら取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

続けることは本当に大事なことだと思っておりますので、自分たちも一生懸命頑張りますので共に頑張っていきたいと思えます。

最後に、水平社の水平社宣言の最後の言葉に、皆さんも知っているように、人の世に熱あれ、人間に光あれとあります。人と人が熱い絆で結ばれ、そして人間が光り輝き、夢に向かって進んでいく。差別のない、明るい黒潮町を共につくっていかうということを約束して、これで終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 19分

再 開 10時 35分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

一般質問をさせていただきます。

議長からお話があったように簡単に済ませたいと思うんですが、答弁によりますので、私の質問に対して私が2回聞かんでもええ答弁をいただきたい。よろしくお願いします。

それでは、答弁の仕方についてでございますが。

一般質問は、町長へ答弁を求めているが、その多くは課長などが答弁をしている。理由を問います。

これは、この議会はテレビによって傍聴されておる住民の方が大変多くございますので、その住民の方にも分かるようにこの答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員のご質問、議会の一般質問の答弁の仕方につきましてお答えを致します。

議会の一般質問につきましては、原則は町長が答えることになっております。

しかしながら、議員の皆さま方より黒潮町の行政財政の運営や一般事務について所見を求められ、その疑義等に対して正していくこととなります。また、政策についての提言をいただくものと認識もしているところでございます。

このいただくご質問の内容につきましては、それぞれの分野ごとに現状認識から社会情勢、そして近隣

の状況など、また数値的なものもございます。そのために、より分かりやすくするためにも、それぞれの事業について具体的な事業内容に精通をしております所管課長が町長に代わって詳細な内容とともに方向性等につきましてお答えをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ひとつ、今、答弁いただきましたので、分かりやすく、テレビで傍聴されておる皆さんにも説明を引き続きくださるよう、よろしく申し上げます。

それでは、2 番へいきます。戦没者顕彰についてでございます。

私はこの問題については平成 25 年から、遺族の皆さまのこと、遺族会の皆さま、それから平和公園等々について質問をしまいましたが、だんだんその中身も詰まってきたかなというように考えております。

それで、まず 1 番目の、町長が新しくなられましたので、そのこともあって平成 30 年度の戦没者追悼式辞はどのような内容であったか問います。

というが、今年の 3 月はもうコロナの関係があって実際はできなかったという状況がございますので、その前の年の分をこの場においてもう一度お聞きしたい。

そのように考えますので、答弁を求めます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員ご質問の、平成 30 年度の戦没者追悼式辞はどのような内容であったかについてお答え致します。

平成 30 年度の戦没者追悼式につきましては、ふるさと総合センターで実施を致しました。ご遺族の皆さまをはじめ、町議会議員の皆さま、町内各団体の代表者の皆さまなど、多くの皆さまにご参列を賜り、開催をさせていただいております。

内容としましては、先の大戦における苦難に満ちた長く苦しい戦いの中で、祖国の隆盛と同胞の安泰を願い、ご家族の将来を案じつつ、尊い命を捧げられました本町の戦没者 864 名の方々の御霊の安らかならんことを祈り、最愛の肉親を失われましたご遺族の皆さまの、深い悲しみが癒されることを願っております。併せて、戦争を知らない私たちが、あの悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないことを次の世代に伝え、平和を築き上げることが、私たちに課せられた大きな責務であると認識し、先の大戦で学び取りました多くの教訓を心に刻み、町民が安心して暮らし続けることができる豊かな郷土を創造していくことをお誓い申し上げます。

このような内容の式辞としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは 2 番目に移りまして、令和 2 年度の戦没者追悼式はどのような思いで臨むか。問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員のご質問の、令和2年度の戦没者追悼式はどのような思いで臨むかについてお答え致します。

令和元年度の戦没者追悼式につきましては、先ほど矢野議員おっしゃられましたとおり、令和2年3月に開催予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、皆さまのご健康を最優先に考え、やむなく中止の決断をさせていただきました。ご参列いただく準備をしてくださっていた皆さまにおかれましては、急遽の中止のご連絡に際しご理解、ご協力をくださり、厚くお礼申し上げます。

令和2年度の戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況にもよりますが、現状では実施の方向で準備を進めております。

先に、黒潮町の各遺族会長と協議をさせていただいておりますが、先の大戦でお亡くなりになりました864名の尊い犠牲と、ご遺族の皆さまをはじめとする町民の皆さまのご労苦、そしてご努力の上に、こんにちの本町の平和と豊かさがあることを忘れず、改めて平和の尊さを心に刻み、子どもや孫、次の世代への恒久平和の実現に向け取り組んでいくことを誓い、式典に臨んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは、そういう方向性を示していただいたということで、次の3番へ移りますが、

戦没者顕彰石碑および石碑を取り巻く土地と墳墓、墓地との違いを問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは矢野議員の3番、戦没者顕彰石碑と墳墓、墓地の違いについて、町の基本的な考え方をお答えさせていただきます。

墓地および埋葬等に関する法律の第2条に用語の定義が明記されておりまして、墳墓とは、死体を埋葬し、又は、焼骨を埋蔵する施設。墓地とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域であると記載されております。

また、不動産登記法で言う地目とは土地の用途による分類であって、全21ある地目の中のひとつで、墓地とは、人の遺骨や遺骸を埋める土地と記載されております。

町と致しましては、現在、佐賀地域に点在する戦没者の墓、その石碑の下に死体や焼骨が埋葬されていないことから、墳墓ではなく戦争遺産あるいは戦争遺跡であると認識しております。

日清、日露戦争以後、先の太平洋戦争、第2次世界大戦までに戦火の犠牲になった方は全国で数百万人を数えます。現在のわが国の平和は、この方々の犠牲の上に成り立っており、現在を生きる我々はその恩恵を享受している立場にあります。

従いまして、町では、これらの石碑を戦争の悲惨さを後世に伝え、恒久平和を願う貴重な戦争遺産あるいは戦争遺跡であると認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私もちよっと勉強不足があつて、忠魂墓地というような発言もしてきたこともございます。それは子どものときからそういうふうな、大人の方から聞かされておつた経過があつてですね。

ただ、行政においてもそういうかなり発言してきましたね。だからこれは今確認しましたので、以後、忠魂墓地ではない、戦没者を追悼し顕彰する施設であるというように共通認識をしていただければいいかなと思っておりますので、今後はその方向でよろしくお願ひしたい。

それから、次へ移りますが、このカッコの4番ですね。

旧佐賀町の戦没者顕彰石碑は大字（部落）ごとに設置されているが、大変荒廃しています。

戦没者の石碑建立について常会の記録は、1番目として、昭和19年9月8日、常会の場で、戦没者石碑建立に関する件として、それはそのときの命令なんですね。常会だから、命令。これは、戦争完了後マデ建立セズ。

常会というのは、多分ご承知やと思うんですが、国家総動員体制の下からスタートしてきて、これは国から県へ命令、県が市町村へ伝達、市町村は各部落へ伝達してきておりますが、その構成は隣保班、各部落の人々、学校の校長、農業団体の組合長、そういった人々を集めて常会なるものを組織しておりますね。

これは私が手にしたのも、本来は焼却処分をせよという命令があつたんですが、たまたま私が見ることができまして、それがこういう文書の中に入っております。いいですか。入っております、この中に。今発言したことは。

ただ、これについてはですね、この前に東津野、今は津野町ですか。前、東津野村の中にあつた所にも、戦争の戦時統制山奥まで浸透という、これ旧東津野の常会詳細に記録と。戦争を支えた山村の常会と。これ、高知新聞の記事へ出ておりますので、ご覧になった方いるかと思うんですね。今年の8月15日の、これは新聞記事でした。

そういうふうにしてですね、大変力を持ってつくられた会、常会です。

その常会の会の中で2番目に、昭和19年10月28日の常会においては、石碑は戦争見透シガツクマデ絶対ニ、絶対が付いてますよ、見合セル事という、この私が手にした、これは部落の中のある常会の項目がありますので、

その中の伝達事項とかいう部分がたくさんあります。そういうものの中に今の言葉も出てくるわけですね。の記録がありますと。

竣工は、その当時は初めて昭和30年7月31日に竣工してありまして、落成式は昭和30年8月2日に落成を行つております。これはね、部落が造つたというように聞いております。多少、入野とそれから白田川では造り方はちょっと違いますけれども、当時、佐賀はこういうやり方をしておると。

で、歴史を顧みてですね、行政が先頭に立ち維持管理をするか問ひます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それではカッコ4番の、旧佐賀町地域の大字ごとに残る顕彰石碑の維持管理についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の旧佐賀町地域の大字ごとに残る戦死者慰霊碑の管理につきましては、当初はそのご遺族の

方々が中心になって維持管理を行っておりましたが、戦後 75 年余りが経過し、遺族の方の高齢化や町外転出等により管理できない地区が増えてきていることは議員ご指摘のとおりでございます。

黒潮町では、このような現状を把握するため、各地区に残る慰霊碑の現地調査を行い、昨年 11 月に佐賀遺族会長のご協力をいただいて、今後の維持管理に関する遺族の方の意向調査を行っていただきました。

それによりますと、最近では遺族の方が所有する個人の墓に慰霊碑を移動させる方が増えております。当初、佐賀地域に 14 地区、199 基あった慰霊碑が、平成 25 年度の調査では、10 地区、109 基まで減少しており、先月、現地に出向いて目視による確認を行ったところ、82 基まで少なくなっていることが分かりました。先日も、県外在住の遺族の方から、大和田地区のオクラの墓地にある慰霊碑 2 基を自分の墓に移したいという相談があったばかりでございまして、この慰霊碑の数は今後も減少傾向にあるのではないかと考えられます。

また、維持管理につきましては、慰霊碑が残る 10 地区のうち半分の 5 地区が、年数回の草刈りを希望していることが判明致しました。

この結果を受けまして、改めて 3 遺族会と協議を行い、町は来年度の当初予算に草刈り等に係る経費を計上し、以後、継続的に行っていきたいと考えているところです。

次に、慰霊碑に通じる道などの維持管理につきましては、土砂崩れや路肩の崩落等により、人の通行に影響が出ている箇所があることは議員ご指摘のとおりでございます。

町と致しましては、慰霊碑に通じる道としてではなく、各地区にある赤道などの法定外公共物、俗に言う部落内道路。その維持管理と同様に、毎年提出される地区要望に基づき、当面は地域整備事業の予算の範囲内で対応したいと考えているところです。

従いまして、議員ご質問の歴史を顧みて行政が先頭に立ち維持管理を行うかにつきましては、来年度以降、予算措置を講じることで対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

本件について何で 1 番、2 番の質問をここでしたかということをおね、よう考えてもらわないけませんよ。能動的に動いてもらわないけませんよ、行政は。この問題については、石碑は戦争が終わるまで絶対に造るな、ここまで言い切ったことながですよ。歴史は。だから、受け身でやられたら困る。能動的にやってもらわないかん。この問題は特に。

それはね、現状が何であれだけ荒廃しておっても平気なかいとこ。それが疑問を持つとこ、大いに。最初の 1 番、2 番の答弁がまことなら、あれだけの荒廃にはならん。これはね、私は大いに疑問を持っています。このことは。だからね、もっと能動的にやってもらわな困る。

平成 25 年に私がこの問題を、12 月ですよ。取り上げたのも、ご遺族の方から高齢化により遺族会の運営、それから顕彰、石碑の管理、えーせんなってきたと。何とかならんろうかというお話をいただきまして、私もそれは誠に申し訳ない話じゃと思ひ、質問を始めたわけでございます。なかなか時間がたちましたね。何でこの問題にこれだけ時間がかかるのか、私には理解できない。

だから、積極的にやってくれるかどうか。ちょっとそこを確認しますよ。

どうぞ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

これまで遺族会の会長さんと協議をしてまいりました。その経過を経まして、遺族会の意見を尊重していくという町の姿勢に今後も変わりはありません。

積極的にやるかということでございます。この協議の段階を経まして、来年度、取りあえず予算措置を講じるように予定しておりますので、今後はその都度遺族会等々含めて協議しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

先ほども言ったようにね、この常会の中で決まってるんですよ。遺族だけ、遺族は大変なご苦労されちゅうき、それは分かちゅう。大事にせないかんことです。

しかし、地域を挙げてやりなさいという命令を出しておるんですね。地域を飛ばしたらいかんがですよ。これは。だから、一定のある地域の考え方いうものも当然聞いてもらわないかんですね。

だからそこらはですね、5 番の戦没者顕彰石碑、忠霊塔などの維持管理について各区長へも相談すべきと考えるが、姿勢を問います。

これ、いつ問いますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それではカッコ5 番、戦没者石碑の忠霊塔の管理等について、各区長に相談する姿勢についてお答えをさせていただきます。

黒潮町内の戦没者顕彰石碑、忠霊塔につきましては、遺族会ごとに残っている形態が異なります。忠霊塔、忠魂墓地として残るもの、各地域に戦争慰霊碑として残るものなど形はさまざまであり、管理の方法も異なります。

しかし、高齢化により維持管理が厳しくなっていることは、これまでの遺族会との協議の中で相談を受けておりましたので、先月、遺族や地域での管理が困難であり、町が管理を依頼される戦争遺産と管理の方法について協議が整ったところでもあります。

従いまして、戦没者の顕彰石碑や忠霊塔の維持管理につきましては、まず遺族会の意見を尊重し、そこで決定された内容を、その後に地区の区長さんにご報告をさせていただきたいと考えております。

しかしながら、佐賀地域につきましては各集落に戦争遺産が残っておりますので、そこに通じる道等につきましては、先ほどの答弁も致しましたとおり地区要望に基づき実施することに致しますので、実施の際はその都度、関係する区長さんにご相談をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

その遺族会との協議、遺族会への相談は、いつやる予定ですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

先月、いったん3遺族会と協議は行っております。

次の協議につきましては、日程等はまだ決まっておりません。今後、執行部等で協議して日程調整したいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

昨年、この問題を取り上げたときにその後何の進展もないので担当課長に聞きましたら、町長からは早くするようにという命令があったということを知っておりますが、なかなか進みませんねこれ。

町長の命令があるのに、いつできるやら分からんようなことでは困る。だから、この場でいつやるかいうことを確認せないかんわけですね。何が問題があつてできなかったのか私には分かりませんが、これ速やかにねやるべきですよ。

前の町長が言われたけど、時間がないんだと。ご遺族は大変高齢になられておる。もう時間がないがですよこれ。だから、先送りするようなことが少しでもあつたら困る。何のために、平成25年からこの場で質問してきゆうのか。これね、時間ばかりかけゆうようにはわしは思う。今月内やったら今月内に、ご遺族に相談に伺いますという話が、答弁がなぜできませんか。早くこの会を終わりたいんですよ、私も。そういうね、答弁を私は待ちゆうわけですよ。

どうぞ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

矢野議員先ほどおっしゃられたように、このことに対して平成25年から質問を繰り返し、その都度町の方で答弁させていただいております。

そして、課題も幾つか整理されてきておると思いますけれど。そのことを踏まえて、今までの経過を踏まえて先月、11月17日に3遺族会の代表の方にお集まりいただいて話し合いをさせていただきました。この話し合いというのは当然、来年度、具体的にどういうふうな対応をしたらいいかということも踏まえたと話し合いをさせていただきました。

その中で、一番町として懸念しているのが今後の遺族会の存続、これをどういうふうにするべきか。そしてお墓の管理、それからずっと継続されています顕彰記念碑の問題。これをどういうふうな形でやりましょうかということそれぞれ遺族代表の方からお聞きをして、具体的なことをできるだけ詰めようと思ってきました。

そしてその結果が、最も緊急にご要望が強かったのが、やはり現実的にお墓の管理が大変であるというふうなことでございました。それで、その中でも何が最も大変ですかということをお聞きすると、やっぱり毎年の草刈り。これは年に2回、あるいは3回やらなければならないと。このことに対しては町の方で

も早急に対応させていただきたいということで、来年の予算にそのことを具体的に計上して、皆さんにお諮りしたいと思っておるところでございます。

そして、課題であります今後の遺族会の継続については、県の遺族会でも一定の答申というか報告をしていただいておりますので、それも視野に入れながら今後少しまた検討していくというところで、具体的なところまではいきませんでした。

そして、記念碑のことにつきましても、いまして時間をかけて話していこうというふうなことでございましたので、今、格別ですね、前回矢野議員がご質問されたことから言えば確かに具体的な進展はさほどではございませんけれど、直近のお話の中ではそういうことでございます。

今後町の方針としては、とにかくこれまでどおり遺族会の意向を最も大切にしながら、このそれぞれの課題に対して解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ご遺族の方もだいぶお年を召されておりますので、あまり負担を掛けるような話し方、話の持って行き方は困りますので、そのへんはやはり行政の方がそのへんを参酌した上で、よく相談されるようにしていただきたい。このように考えておりますので。

それで、次へいきます。

これは6番目の、令和元年12月議会以後、遺族会との協議の結果および大字（部落）に建立している戦没者顕彰石碑などを守り、平和を願う公園条例を制定するか問います。

これは一つの考え方として、現在設置されておるそういった石碑群についても、入野、白田川も合わせた考え方なんです、それを条例化するという方法が考えられるなど思うわけです。

これは前にもここで言ったことがあります、広島平和記念都市公園法という法があって、広島にはそういう公園があり、その公園を市が管理するという法がございますね。このわが黒潮町の場合は条例になりますので、この条例を制定したらいいんじゃないかと思うわけです。ほんで広島に限らず、長崎にも同じ法がございます。長崎も長崎市が管理すると。

こういうように規定されておりますので、私はそういうものを参考にして、この戦没者顕彰石碑などを守り、平和を願う公園条例を制定するか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員のカッコ6、12月議会以後、遺族会との協議の結果、および各大字に建立している戦没者顕彰石碑などを守り、平和を願う公園条例を制定するか問うについて、お答え致します。

まず、先ほどの町長の再質問の答弁と少しかぶる部分もあると思いますが、用意している分でお答えをさせていただきます。

令和元年12月議会以後の遺族会との協議の結果についてお答え致します。

町としましては、遺族会の活動そのものが平和を継承していく礎の一つと捉えておまして、今後、どのような形で支援できるのかを考えてまいりました。

これまで遺族会との協議につきましては、遺族会の存続、平和を継承する記念碑の建立、各地域に残る

戦争遺跡の維持管理、以上、3点について重点的に協議をしまいでございます。

協議内容等につきましては、先の質問の地域住民課長からの答弁と重複する部分もあります。再度触れさせていただきますと、3 遺族会長の総意としまして、ご遺族の高齢化等により維持管理が困難になっていることから、要望のございました個所の慰霊碑の草刈りについて町に担ってもらいたいとの意向がございましたので、この点に関しましては、令和3年度から対応できるよう予算計上してまいります。

また、遺族会の皆さまにおかれましても、青年部の立ち上げや孫組織をつくっていくご検討等もいただいているところですが、矢野議員言われますとおり町内から転出をされているご遺族の方も多くなっておりますので、遺族会の存続については厳しい状況にあることは否めません。

議員の言われます平和公園条例の制定についてですが、平和を継承していくためには身近な場所にあるのが理想かと思われませんが、平和を継承する碑の建立について遺族会の中で検討していただきましたところ、今ある戦争遺跡を管理し、そのままの形で残してほしいというご意向がありましたことを踏まえまして、今後も遺族会のご意向を確認しながら、管理につきましても支援してまいりたいと考えております。

そしてまた、町追悼式につきましても、ご遺族だけではなく平和を継承するものとして、広く住民の皆さまにもご出席いただけるものとしております。

今後も、遺族会とともに、平和への継承について喫緊の課題を整理しまして、優先順位を付け、碑の建立につきましても協議をしまいでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今の分で、今回はです、まあ理解しましたが。

次、7 番いきまして、この戦没者顕彰施設等の整備および維持管理等について、県とこれどのような協議を行っておりますかね。

国も県も財政支援は前向きに考えておりますが、黒潮町、そのへんはどのような協議をされておるのか。具体的に聞かせていただきたい。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員の、県とどのような協議を行ってきたかについてお答え致します。

平成26年、平成29年2月および8月、それぞれ県担当課から、戦没者慰霊碑が管理者の高齢化により維持管理できなくなっているための状況調査依頼があり、遺族会のご協力の下、回答をしております。

その調査結果につきましては、平成30年7月に県より、慰霊碑は平和への思いを次の世代に受け継いでいくために重要なものであるため、今後適切な管理が行われるよう、ご理解、ご協力をお願いするとの通知がございました。

また、平成28年8月に民間団体等が建立した管理状況不良の戦没者慰霊碑の移設または埋設等を推進することを目的に国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱が定められ、厚生労働省社会援護局長通知により、高知県を通じ周知されております。

本事業につきましては、建立者が不明であって管理状況が不良、倒壊の危険などがあって地域住民へ危害が及ぶ恐れのあるものの慰霊碑の移設に係る費用を助成する事業となっております、実施主体は県ま

たは市町村となっております。

県の調査および協議につきましては以上ですが、遺族会長と協議を進める中で、高知県遺族会におきまして今後の遺族会の在り方に関する特別委員会が設けられ、報告書が取りまとめられていることを伺っております。しかし、現在は県からの通知等はありませんので、県からの通知等ございましたら、また確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

県から通知があつて動くいうのはね、立ち遅れながですよ。来年の予算間に合わん。12 月いうたらね、来年の予算へ向けて町長の基本方針が示されちゅうがよ。

県の通知はいつになるか分からんがですよ。だから、そこを言いゆうのは能動的に県へ乗り込んでいつて話を取り付けなあ。

現に施設を、石碑の施設、構成しちゅう土地が石垣が崩落して何年にもなる。それをやっとなと直せるかなと思ひよつたら、なかなかそれが工事が進まん。それが現実ながですよ。待ちよつたらいつまでたつたら先送り。

で、私がだから最初にこういった 1 番、2 番の所はあえてね発言これまでしていただいたわけよ。その思いがあるがやつたら、何で県へ乗り込んでいつて必要なお金を引っ張つてこん。言うてくるまで動かん。それでは前へ進まん、何事も。それでは困る。議会が終わつたらじきに県庁へ出向いていつて、金をばつとこればあ要るといふ話を詰めてこなあ。言葉がこれだけやないですよ。町の行政で進め方については、ただ今言いゆうのは、この戦没者顕彰について言つてるんでそのことを言いゆうがやけど、石掛けが崩落して何年にもなる。下の他人様の施設を傷めちゅう。傷めても直さん。その方は困りゆう。やっとなと直してくれるのかなと思ひよつたら、それがなかなか具現化しない。放置したら、石の崩落がまたあるかも分からん。この現状は困りますよ。だからね、もっと前へ踏み出してもらわないかん。行政執行は、住民が困らんようにせないかん。

その県との協議は待ちよつたらいけませんよ。行きますか、話しに。

どうです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

顕彰碑のある所によっては、がけ崩れとかで他の土地を傷めてるというのは私もお伺いしました。再度その調査はさせていただきたいと思ひます。

それから、県の方に行つてといふ、要望してこいといふことでございますけれど、今調べてるところでは、先ほど課長が申しましたように、県内民間建立慰霊碑施設等事業実施要綱というのが国の制度でございます。この制度に沿うものが該当できるのかどうか、あるいはそのほかの事業は何ら使えるのかどうか。町単でやらなければいけないか。少し調査をさせて対応させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

仕組みを作ってから仕組みに合わすというのは大変骨が折れること。だから情報提供して、県に対して。黒潮町が楽に仕事ができるような制度を作ってもら。これがね、町長の仕事ですよ。

私は大西町長にも言ったんです、この場で。国を動かす、県を動かす、その存在であってほしいと。松本町長にもわしはおんなじことを願いますよ。よそが得手取って作った要綱要領に予算をつけて、それを県が言うてきたきいうてそれに黒潮町の方が合わすいうが大変骨が折れる。反対に黒潮町の窮状を訴えて、黒潮町に合う要綱要領を予算でつけてもらう。それがないと、住民は困りようがですよ。いつまでたったら、後回し後回しにされるき。これね、予算を獲得するための活動はだんだんやってもらわな困りますよ。制度ができてからじゃなしに、制度を作ってもら行動が必要ながですよ。

そこを町長、どうです。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員からおっしゃられるとおり、課題があれば制度が待つんではなくて、こちらから提言をせれということであろうかと思えます。これは、今回のご質問の件だけでなく全ての施策についてそれは当然あるべきであって、それは私の仕事の大切な部分と認識しております。

いろいろな課題、議員の皆さまからいただくわけですけど、それに基づく提言をこれからも町あるいは国の方に積極的にしてまいりたいと思えます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

それでは、3 番の空き家計画について質問致しますが。

これ、なぜ空き家計画を策定しましたか。

問います。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

それでは矢野議員の、空き家計画策定についてのご質問にお答え致します。

人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が増加しております。そのうち、適正な管理が行われていないものは安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等さまざまな問題を発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが想定されることから、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、平成 26 年 11 月 27 日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、平成 27 年 5 月 26 日、5 年半前に全面施行されました。

この法では、空き家等の所有者または管理者が、空き家等の適正な管理について第一義的な責任を有することを前提としているところですが、計画的な対策の実施については、住民に最も身近な行政主体であり個別の空き家等の状況を把握する立場にある町の責務としております。

よって、本町は空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針として、黒潮町空き家等対策

計画を平成28年度に策定致しました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

大体、計画の前文にある所を説明していただきましたが。

でね、これ、私もずっとを拝見したんですけど、ええことは、必要な事は決めていただいておりますけれども。これね、ここの特定空き家等に対する措置、その他の特定空き家などへの対処に関する事項という部分にかかわってくるんですが。

その前に、ちょっと質問を先にしたいのはね、この協議会ですがね、第7条の。法第7条の協議会、3月議会で条例化したようには思うんじゃないけど、その委嘱なんかはできておりますかね。私、それがどうなってるかな思うて考えゆうところなんです。

どうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

空き家等対策協議会につきましては、議員おっしゃられたとおり3月議会で条例提案させていただきました。

その後、今年度に入りまして、委員について委嘱をしております。委員は9名でございます、会長として町長、あと地域住民として区会長と議員、産業建設厚生常任委員会委員長、あと防災関係、福祉関係、建築、不動産、法務局、それぞれの部署へ委嘱をしております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それと、じゃあその通告書のカッコ2番ですね。

住民などから空き家に関する相談の対応は十分ですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員のカッコ2、相談の対応につきましてお答えを致します。

空き家対策の具体的な施策としまして、除去に関しては、黒潮町老朽住宅除去事業、また活用に関しましては、空き家バンクや黒潮町空き家住宅改修費等補助事業、そして定住促進住宅事業等を設けております。いずれも、まちづくり課住宅係、企画調整室地域振興係で所管また協力の下、運用をしております。

さらに、空き家活用にもつながる木造住宅耐震事業を所管する、情報防災課南海地震対策係とも連携をしております。

施策、事業により所管課が分かれていますので、情報等の共有をより図るため各部署の担当が定期的に協議の場を設け、情報交換等も行いながら各事業を進めている状況でございます。

空き家に関するご相談は、主に企画調整室地域振興係でお受けしており、相談者のニーズに合わせてま

ちづくり課や情報防災課などの関係部署と連携して、横断的に相談対応をしております。

以上のように、相談対応については一定整っている状況であると認識をしておりますが、今後も住民の皆さまがより分かりやすい情報の提供を心掛けるとともに、相談者のニーズ、そして要望をしっかりと把握し、適切な対応を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでね、計画書の 21 ページを見てるところですけど。

ここの、この特定空き家等に対する措置、その他の特定空き家などへの対処に関する事項というものがございまして、これはですね、課長の集まりでやる委員がそのへんの判定をしていくというようなことを書いてるんですが、その判断基準ですね。

国は指針を示すというくだりがありまして、国土交通省の方においては指針を作っておりますね。それは黒潮町においては、その指針なるものはありますろうかね。ちょっと私が頂いた資料の中には、その指針に基づく黒潮町のそういう判断基準となる。これはですね、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針として平成 27 年に、これは総務省、国土交通省が告示してございますが、それに基づく、その空き家であるか。空き家のうち、その空き家はどのような条件にあるのかなのかというこの判断はこの委員会はずると思うんですが。しかし、判断基準はどこにあるのか。

ちょっと、あったら答えてください。

議長（小松孝年君）

3 番ですよ。判断基準やったら。

（矢野昭三議員より「あ、そう。3 番です。」との発言あり。）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書の、特定空き家の判断基準についてのご質問にお答え致します。

空き家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項において、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等とされています。

黒潮町空き家等対策計画第 3 章の 7 のカッコ 3 に、特定空き家等の判断について、空き家等が特定空き家等に該当するか否かは、老朽住宅判定基準を満たす空き家等で、関係各課で協議し、専門家の団体で構成されている高知県居住支援協議会の空き家対策部会に意見を紹介し、特定空き家等の判断の妥当性が認められたもの、としております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私が質問しゅうのは、指針に基づく判断基準いうものは黒潮町としてどこに規定されておりますかということをお願いですので、これはどこに規定しておりますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

指針、あるいは判断基準については、今把握できておりません。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

判断基準はないということの答弁じゃと思うんで、ないということでもいいですか。

ほんでね、ここで分からんようになってくるがですよ、住民は。この計画書を読んでもね、何が何やら分からんようになってくる。

やはり、法律はようできてますよ。法があって政令、規則がある。法があって、条例があって、規則がある。国があって、県があって、町がある。そういう形でずっと流していけば分かりやすく作っちゃうがですよ、法律自体は。それを捻じ曲げていくとね、何が何やら分からんようになってくる。で、そののところがやっぱりみんな気付いてやってもらわなよね、これは質問する方が大変ながですよ。質問の仕方が分からんなる。

で、これも早い時期から言いゆうがやき、作ってもろうちよかな。まあ静かに私は言ってきたんじゃけど、なんぼ待っても前に進まんのもう仕方がないのでね、ここで発言しゆうわけですが。

町長、これ困りますよ。町長、これ基準がないといかん。基準がないまま会を進めろと思うたらね、おかしなことになりますよ。分かりますろう。基準を先作らないかん。基準を。だからそれはね、今ないいうて認めたんじゃきええけど、ほいたらいつ作りますかと。ね。これはね、難しい話じゃないんです。基本的な方法はね、国が決めちゆう。法に基づく規則で。

あとね、地域特性をどこでどればあ入れるかの話ながやき、それは。だから、そこを急いでやる必要があるんですよ。人の命もね、限りがあります。ほんとに。これ速やかにやってもらわなよ、それほど難しい話じゃないがよね。これ作ること自体は。何で作らんのかいうところがあって質問しゆうわけ。

結局、この計画にしてもですね、今、黒潮町がやりゆうのが、町長が現役のときに関与しておるのは耐震化の分じゃと思うんですけど、この中にあるのは。それ以外にもいろんなその家対策がありますので、そこを早くしていただきたい。この補助金交付要綱、国、県のやつも見てもこの文章として載ってくるのはね、この特定空き家をその対策を行うものとするということになっておるんですよ。その制度設計の中に。それはね、積極的にやっぱり行政がやるべきで、特にその中にも補助金の交付要綱とかが入ってくるそこはきれいに整理してもらわなよね、なんぼ調べても読んでも時間ばかりかかって、これはどこに何が残っちゃうやら分からんと。一番最初はね、分からんいうことがあって手探りいうこともありますけど、もう時間もたちましたわね、これ。29年3月ですき、作ったのが。

さすがにこの問題についてはですね、足りない部分があるので補足せないかんということで私も静かに話はしておったんですが、高知市だけはね、それをやってますよ、ずっと。1年後に。何でこんなにちょっと進まんのか思うところがございまして。やはり、事務はこれいろいろと複雑です。制度設計がいっぱい複雑な面もありますが、速やかにやっていただいて、住民が質問したときにずっと答えられるような制度設計をしてもらわないけませんので。一番最初のところでは28年7月24日にもこの問題は発覚してはおるんですが、その後進んでないんですよ、事務処理が。

取りあえずそういうことでね、この時点になってもそういう基準がないんだいうところが問題ですので、

そこを速やかに、基準をいつ作るのか。

そこを答えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

誤解のなきようお願いしたいんですけど、空き家等の対策推進開発特別措置法、法に基づく事務手続きができてないということではございません。準拠して事務はしておりますけれど、さっき議員がご指摘されたように、その中で国に基づく指針というのが町にできてないという状況ではないかと思います。

今、課長が説明しましたとおり、特定空き家等の判断については、高知県移住支援協議会空き家対策部会という専門家の組織でしっかり判断を、妥当性を確認していただきながら現在もやっているところがございますけれど、町独自の、もう少しはっきりした指針を作るべきでないかというご指摘だと思います。

国の指針、県の指針、そして制度設計、どこが緩いか少し、整理して不備であれば整備をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

制度がないまま運用じゃいうことは、あっちゃなんことですよ。基準がないままやったらいかん。その基準がないき、急がないかんいうことを言いゆうわけよ。恣意的な運用をされたら困る。基準がないいうことは。

で、この高知県の専門部会いってもよね、申し訳ないけどね、ほんとにこれ意見を照会するいうだけで問い合わせをするということであって、責任を取るということやないがですよこれ。ずうっとありますけど。それぞれ、株式会社とかその他の法人はありますけどね、照会だからこれ。照会して、じゃあ善しあしいうても、この団体が責任を取りますかこれ。取りやせんですよ。責任は黒潮町にあるんですよやっぱり。だから、そこをかつちり基準は基準として作っちゃかないかん。それを言いゆうわけですが。それはいつ作るがです。まあガイドラインいうてこう書いてますけどね、この総務省と国土交通省が告示しちゅう 27 年 2 月 26 日付で基本的な指針いうのは示しちゅうので、だからそれに沿うて、あと地域特性。黒潮町の特性を加味してそれを町長が告示すれば、それが指針が出来上がると。その基準がないままよね、その課長の集まりが会しても、何を基に会をしておるのやら分かりませんよ。

そこらあたりどうです。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

平成 28 年度からの 5 年間の今回の計画、令和 2 年度までの 5 カ年間の計画となっております。

来年度以降の計画につきまして、今年度予算措置をさせていただき、7 月より空き家調査等にも入り、今後、令和 3 年度からの 5 年間の計画を策定中でございます。年度末には策定を終わり、その後、5 年間の分を作るようにしております。

その計画の中に、今、議員が質問していただきました指針とか基準関係について、そのコンサルの方へも協議を行い、その計画の中に盛り込むことができるかどうか協議をしていきたいと思います。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

高知市の空き家対策計画の見直しはね、30年9月にやっちゅうがですよ。そのへんのことは。だからね、何でそれができないかなというのが不思議でならん。

もうないものは仕方がないので、急いでやってください。いいですね。

それで、じゃあ次いきますよ。

4番、所有者を特定するための調査を行っているか問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、所有者特定の調査を行っているかについてのご質問にお答え致します。

空き家等対策の推進に関する特別措置法第10条に空き家等の所有者等に関する情報の利用等とあり、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的外の目的のために内部で利用することができる。

また、第3項で、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めるとあります。

まずは、固定資産税の課税での調査、または法務局での登記簿等による所有者特定の調査等を行うことと致します。

しかしながら、この調査等によっても所有者不明の場合は、地域、また地域住民の方々からの情報など聞き取り調査を行い、特定に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これがなかなか進まん現実がありますが、この黒潮町という行政組織の中でどんな取り組みをしちよりますろうか。

31年2月やったかな、発覚したやつについても、これ所有者を特定するための調査というのは具体的にどうなっておりますかねこれ。役場の中で。共通認識、あるいは共通理解うか、情報共有がされてないといかんと思うがやけど。

どんな形で具体的に調査されてますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

議員がおっしゃられた案件等にもありますけれども、まずは、先ほど答弁させていただいた税の関係、そして登記簿の関係、それをまず調査を致します。

その後については、その関係部署との連携により調査をしているところですが、実際進んでいないような状況等もございます。

今後についても、関係部署と連携をしながら調査に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

結局、住民に対する説明責任をどう果たすかの問題で、住民が理解できました言うてくれんといかんの、そこは内部でちゃんと連絡取り合せて、いつ、ああするこうする、返事をする、連絡する。そこをきちっとやっていくようにしてもろうたら、もうちょっと住民は分かりやすくなるかなと思うがやけど、ようやっちょりませんでしたみたいなの話が出てくると困るわけよね。

だからそれは、あくまでも黒潮町は住民のものだから、お金は住民のお金ですから、そこは主人公が困らんように丁寧な説明に取り組んでいただきたいと、そのように思っております、次へいきます。

5 番目の、老朽住宅除却事業補助金はなぜ概算払いをしないのか問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

老朽住宅除去事業補助金の概算払いについてのご質問にお答え致します。

黒潮町補助金等交付規則第 14 条のただし書きに、町長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは概算払いができると規定されているところです。

ご質問の老朽住宅除去事業については、平成 24 年 8 月 30 日告示、黒潮町老朽住宅除去事業補助金要綱により完成補助事業として事業執行を行っており、また、概算払いの規定はされておられません。

個人所有の住宅除去について補助をするものとの考えであり、住宅除去を完了した後に確認をさせていただき、補助金の執行という流れで進めているところです。

要綱の第 7 条に除去工事等の完了報告による実績報告書の提出を求め、第 8 条で現地調査等を行った上で補助金確定通知書を通知するとなっております。

その後、申請者から補助金交付請求書を提出していただき、補助金をお支払いすることとしております。

このような補助金の執行により、平成 24 年度から今年度において住宅除去完了後の支払いとさせていただいているところであり、概算払いでの支払いをしていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

議会前にちょっと黒潮町の例規集を見たんですが、補助金と名が付くものを。

執行部の執行機関の関係では、10 件あるうちで概算払いが 1 件、請求払いが 6 件、あと委任払いというのがございますね。松本町長は多分、この委任払いの方で耐震補強のがはやっちょうかなと思っておりますが。

あと大きなのは、経済の分野で 32 件あるうち補助金が、概算払いは 24 件。請求払いで 8 件、領収払いとか委任払いはありません。

それから建設の分野は 1 件で、それは領収払いというのが 1 件。

合計として、補助金と名が付くものは、要綱と名が付くものは 49 件、概算払いが 25 件、請求払いが 16

件、領収が5件ですかね。あと、委任払い3件。

これ、なぜできんがですかね。不思議な。町長が概算払いをすることができるという制度が作ってますがね、ただし書きで。こういう制度を作ったのは町長が告示したわけですよ。老朽住宅について何で概算払いができないのか、理解できないんですね。どういうことですか。ほかのところはたくさんあるんですよ。

どうですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

先ほど答弁でも述べさせていただきましたが、平成24年度から老朽住宅の除去事業を始めております。

その事業を始めるに当たって、実際、その除去の費用についてはまず所有者の方、関係者の方で業者の方にお支払いしていただき、その確認をもって8割の補助金を支出しているという状況でございました。

今年度におきましても、7月に広報、ホームページ等でお知らせをし、実際23件の申し込みがございました。その申込者の中において、ほとんどの方がそれをご理解いただき申し込みをしていただいたと認識をしております。

よって、今年度においてはこの執行方法でやらせていただき、来年度以降検討をしていくという方向で考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

今のやり方やったらね、全部お金を払って領収もらってこないと、黒潮町に対しては請求できない。黒潮町は金を払わん言いゆうがやけど、概算も何もできんいうたら、お金のある人はいいですけどね、資金繰りが苦しい人はどこからどうやって事業を取り組めますか。

これは老朽住宅がそこへ残る理屈になるわね。あるいは道路の脇にある家、民家の近くにある家、いくら老朽でもよね個人に借り入れする力がなければ、老朽住宅は依然としてそこに残りますよ。ここがね、わしが理解できない言うところはそこです。

だから、補助金交付規則で、ただし書きで町長は概算払いすることができるというのは、それは町長が政治をそこへ残しちゅうわけやから、それまでの話は行政事務でやればいいけど、住民から、それは困りますがいうお金も借りることができないとかいう話が仮にあるとすればよね、それは、担当がいけませんよという話ではいかんがよね。なぜなら、町長は住民が選んだがよ、直接選挙で。だから、職員は法に基づき執行するのが仕事だから、法にないことが問題になれば直ちに町長へ資料を添えて報告をせないかん。それで町長の決裁を仰がないかん。その決裁が駄目と言うのか、ね、いいよと言うのか、それは町長の政治責任やきそれは。それが責任を取るというもんじゃき。そこをね、こういうことでやりよりますでは住民は納得いきませんよ。資金の手当ができん人の家はね、そこへ依然として残る。これではね、社会問題を解決するためにこういう制度を作った意味がなくなる。社会問題を解決するためにそこへ制度を作り予算を組んで、その老朽家屋の取り除きに当たると。それで住みよいがを造るといのが趣旨やよね、お金を借ることができない人はそのまま家を残しちよけと、行政代執行でもやる腹があつて言いゆうがですか。

そのへんどうですか、町長。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、原則論を少し言わせてもらいますけれど。

官公庁の事業につきましては、原則は後払いです。原則は後払いです。

というのは、もしそれが契約に違反されて、その契約どおりのお金が入ってこなかった場合、国民が損をするわけです。だから、リスクをできるだけ避ける必要があるのもまた行政の責任でございます。それは原則論なんですけれど。

矢野議員がおっしゃられたように、やはり資金がある人はできるけれど、ない人は困るという問題がございます。だから、先ほど矢野議員が細かく説明していただきましたように概算払いがある制度、あるいは無い制度、分かれておるわけなんですけれど、今回ご質問いただいている老朽住宅除去事業補助金の要綱については、概算払いの項目がございません。

ただ、ご指摘いただきましたように、資金がある人、ない人の課題がございます。だから先ほど課長が申しましたように、今年度既に動いてる状況ではこの要綱、変えるつもりはございませんけれど来年度の事業につきましては、どういう方法かは別として制度の改正はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

なぜできんか、なぜしないのかいうことを問いゆうがですよ、町長。

この問題について、何で概算払いができないがですか。それは町長の政治の問題ながですよ。政治。困った人を助けるのは政治じゃない。偉い人だけ助けるというのが政治やったら、誰でもできるぜ。困った人をどう助けるか、それが黒潮町行政に求められることじゃないの。そやない。

それとね、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律があって、ご承知のように。これ14条はよね、こういうことですよ。この法律の規定は、地方公共団体の成す契約へ準用すると。つまり、補助金を執行していった場合には、補助金、特定の所へ出す。その方が補助事業者になるわけで、その方が工事発注すると契約取り交わす。契約したら、黒潮町工事請負費を見よったら4割払うことになってますわね。これね、この法律もよね、もうちょっとあるということを頭へ入れて行政運営してもらわな困りますよ。なぜなら、国はバブル崩壊以来ずうっと予算をだんだん組みゆう。経済を何とかせないかんいうことで。行政改革、制度改革もやった。それでもうまくいかん。ほんで、今になったら何が出ゆうか。コロナ。コロナで困ってしもうて、みんなが経済にどう立て直すか、一生懸命やないですか。だから、昨夜のテレビでも73兆6,000億ですかね、また予算を組むとかいうて、ありとあらゆることで国は努力しゆう。その金がずうっとこう流れてきたときに、黒潮町で、例えば水道が詰まる。蛇口が締めたない。開けることを知らん。これでは困る。いくら予算組んでもね、何かもって暮らしが楽になったかなと思える節がね、感じられんもんね。これやっぱりね、黒潮町行政もそのへんを、国がこればあ頑張ってやりゆうところを黒潮町行政、同じ法律の中を運用しゆうがですき、これは住民のためによね、そこをもうちょっと目を開いて、わしは運用してもらいたいと思う。運用するったって、作るのは町長が認める言うたら終わりやもん。だって、ものすごいですよ。この事業、経済に関するがは、32件あるうちの24件、これ概算払い。初めからです

ね、要綱の本則へそのことを概算払いというて書いちゃうがですよ。何でこの空き家の問題についてはそれができないのか。本当に困っちゃう人のためにどれだけ町長が汗をかきゆうのか。やっぱここはね、試されるとですよ。

どうですか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

繰り返しになりますけれども、今年度7月に募集を掛け、申請をしていただいた23名の方につきましては、このような方法についてのご理解をいただいているものと認識をしております。

議員がおっしゃられる、その出したいけれども出せない住民の方もいるんじゃないかというところについても、私たち担当課でも協議を致しました。

今年度途中で、例えば要綱を改正し、今回、23件中20件の補助金を執行する予定でございますけれども、その申請当時にどうしてもそのお金がちょっと構えることができなかつたという住民の方がおられたときに、不公平感があるのではないかというような話、結論になったところでございます。

よって、今年度においては、この完了後の支出というところで進めさせていただき、来年度において、先ほど町長も答弁をさせていただきましたが、要綱改正に向けて取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

別に要綱改正してもね、適用を繰り下げていったらおんなじことなので、要はやるかやらんかの話ながよ。

今の話やったらね、要綱そのものは触らん考え方やから、これはおかしい。改善すべきいうことが分かったらその時点で改善してよ、それは運用に困るいうがやったら施行日を繰り下げたら終わる話じゃ。たつたそればあのこと。そのへんが、やらんとおってああじゃこうじゃ言うき、住民がおかしいなる。要綱を直ちに換えればいい。

ということを言いまして、次の6番目の、この空き家に問題なんです、行政が除去工事を直営施工し20パーセントの負担金を徴すれば、空き家の所有者が事務処理をはじめさまざまな苦勞が軽減されます。

制度を改善するか問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、老朽住宅除去の制度改正についてのご質問にお答えします。

カッコ5でも触れましたが、個人所有の老朽住宅の除去が基本にありますので、やはり所有者からの申請を受けてからの手続きという制度を変更することは考えておりません。

しかしながら、住民の方から住宅除去費用を構えるのが難しいとの声もあることから、来年度、町が申請された所有者に交付する予定の補助金を受業者へ直接支払い、所有者は補助金予定額を除いた実質の自己負担額分を支払う代理受領制度を当事業でも取り入れていくよう、要綱改正を検討してまいります。

代理受領制度は既に住宅耐震改修工事費等補助金で採用されており、所有者の経済的負担については、

ご質問されている町直営事業と変わらないものと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

言ってることは、これは行政がこれ全部直営でやり切ったら負担金だけ納めたらええというのが住民の立場に立つわけだから、老朽住宅を抱えちゅう人の。

そうすると、事務なんかほとんどなくなるわけですね。町が直営でやればいいと。どこかで発注、工事請負に出せば、それで撤去ということは終わるわけです。住民は負担金を払えば終わる。これね、書類を作るが大変なんです、普段やってない人は。力のある人はたくさんおいでますけど、中にはそれとは関係のないところで仕事をされ、生活されよう人もおいでるわけですから、パソコンを使うに長けたような、町長、おつてもね、住民はパソコンそのものを、私なんかもうほとんどひよこですよ。パソコンを触っても。で、大変ながですよ。

そういうことを考えてですね、町が工事やって、あの急傾斜工事なんか町が工事やって負担金もらいようやないですか。一緒よ。破ることは町は破る、要った費用は2割負担金に掛かる。簡単な話ですよ。これ急傾斜工事を個人にやってください言っても、なかなかようやりませんよ。おんなじことですよ。だから、住民の負担をいかに軽減するか。住民は勤労の義務と納税の義務があるんですよ。そのために大変、皆がご苦労されよう。そこをいかに住民の暮らしを助けていくか。これが、黒潮町行政が求められるものじゃと思いたすがね。

町長、それどうですか。直営でやった方がええと思えますよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

この空き家の除去の事業を直営でやったらどうかというご意見でございますけれど。まず、耐震も含めて、この事業やはり個人の財産、個人所有の財産が対象になった補助事業になっております。

そういう中で、やはり自分で申請する事務の部分ですね、大変という事務の部分について一定、やはり個人の申請をいただきたいと思っております。

ただ、確かにおっしゃられるように事務に慣れていない方、慣れていない方、おいでと思っておりますので、その分は相談事業を通じて丁寧な対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ、次へ移ります。時間がなくなったので。

4 番、港湾の整備についてですね。

1 番、港湾の佐賀南航路を極めて強いうねり、大波が浸入し、漁港の航路、泊地、飼育区域や背後にある住民の生活を脅かしている。

住民の暮らしがあり、漁業があり、漁港があり頑張って働いてきた。その後、港湾計画が持ち上がり、漁業者、漁協のご理解をいただき、漁業権区域の変更。また、住民のご理解により議会が可決し、港湾を

建設しこんにちに至っている。

どのように理解をされておるか、問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の、港湾の佐賀南航路を極めて強いうねり等が漁港に浸入していること、佐賀港湾建設に至る漁港計画と漁業者、漁協と議会の承認についてのご質問にお答え致します。

地方港湾である佐賀漁港の経過を高知県港湾・海岸課で確認したところ、昭和24年に県の指定港湾および県費支弁港に編入され、物揚げ場などの埋め立てに伴う公有水面埋立法による乙号港湾としての指定は昭和31年に、港則法の適用港湾として昭和40年に指定となっているところです。

当時の指定に伴う港湾計画や漁業区域の変更等の書類は、高知県に確認致しましたが、存在しておりません。

これは、佐賀港湾は地方港湾の位置付けで、港湾法第3条の3による港湾計画の定めが義務付けられている国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾には属さないものとなっていることによるものです。

ただし、当時の公有水面埋立申請に伴う書類において個別の事業説明書は存在しており、漁業組合長による承諾書や町議会での承認議決書が添付されているものです。

漁業権区域の変更については、漁協組合長による承諾書において、工事施工に対する漁業補償は一切要求しないものを確約しており、その区域変更についても承認されたものと考えられます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

公共事業はだんだん進めていくべきであるという立場に私は立っておるんですけど、やることはいいんだけどやった結果として、そこで生活する住民が困るという状況にならないように施工していただきたいわけでございますので。

現状が、これ2番の平成27年5月28日に漁民県当局、担当課、議員関係者が、港湾が一望できる展望台において進入波対策の協議を行ったが改善しない。その理由を県へただしたか。今後の災害復旧を問います。

どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、進入波対策の管理者による改善しない理由、今後の復旧についてのご質問にお答え致します。

佐賀港湾外郭設備の改善について、過去、漁港管理者である高知県幡多土木事務所や港湾事業担当課の高知県港湾・海岸課に対し、町から、また関係組織である幡東水産振興会を通じ要望を行ってきたもので、平成27年度においては、議員のご質問のとおり管理者、町、町会議員、漁協の関係者などにおいて現地確認の下、整備促進について要望しております。

これらの要望の後、佐賀漁港の静穏度対策として、県は伊与木川河口において、平成25年度には消波工、

平成 28 から 29 年度には直立消波護岸を施工し、進入波対策を行っております。

本年度においても、外郭施設の機能回復について、管理者である県港湾海岸課や幡多土木事務所との改善についての協議を重ねてきております。

当該施設の改善対策として、機能回復することの必要性について県には認識をいただいております。

県としては、過去予算の確保ができなかったことが、いまだ整備されていない原因であるとのことで、再度予算確保について要望してきたところで、県担当課も積極的に動いていただいているものです。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

現場はコンクリートの塊がいっぱい落ち込んで、落ち込んだ所は漁業権があるがですよ。で、そのまま放置されておるんでね、これは困る。困る以上のものがある。もう最近はね、夜あそこら辺でも仕事してますよ。漁業の皆さんは、転覆でもしたいうたら大変なことになる、夜。

そこをですね、金がないとかいう一言で言われる節が困る。よそへ金を使いゆうき、こっちへ来る金がなくなる。よそへやりゆう金をこっちへ引っ張ってくる努力が要る。

町長、これちょっとね、予算の獲得のために行ってもらわないけませんよ。今月うちに。県は枠組みをしちよりすよ、12 月に。どこへなんぼ、どこになんぼいうてやりようき。今やらなかったらもう来年の予算、間に合いませんよ。

今月中に町長、行ってくれますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、来年度の予算要求、県にするには今動かなければならないと思います。

この件につきまして、私は決して悪い状況のないように認識にはしているところでございますけれど、なお、直接県の方に赴くことに、あるいは直接連絡するなりして、確認をしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この 3 番目、ちょっと課長が先走った答弁はしたように思うんですが。

港湾計画には組合員、漁協の同意が必要です。県は、どのような資料で漁協に対する説明をしているか問います。

ちょっと一回、ここで確認します。

これ 3 分の 2 以上の同意なんですよ。漁業権の場合は、それ、傷んだなり放置するとかいうことが初めからね、話、説明しちゃうわけがない。3 分の 2 の同意が取れるわけがないんですよ。危険極まりない。それを金がないいうて放たくっちゃう。それはね、改善すべきです。考え方自体を変えてもらわないかん。そして、予算もちゃんと確保せないかん。

今、町長が出向くという話もらいましたけど、やはりこの 3 分の 2 の重みいうものをね、3 分の 2 以上ですよこれは。以上の重みいうものをね、きちっと黒潮町民の守るために黒潮町行政がどう認識しておる

か。

そこをちょっと聞かせてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、港湾計画に伴う組合員、漁協の同意について、県はどのような資料で説明しているかについての質問にお答えします。

佐賀港湾建設当初は昭和40年にさかのぼりますが、漁港計画は組合員等の同意の状況について、管理者である県担当課に調査いただきましたが、前質問にもお答えしましたとおり、地方港湾である佐賀港湾に港湾計画は存在していないものです。

ただし、公有水面埋立申請書につきましては存在しております。当時説明した内容を明らかにできる書類についてはないものですが、当該申請書の添付資料から計画説明書や設計書、図面などを用いて説明したものと思われま。

権利を有する者の同意についても、当時の組合長による承諾書を同申請書に添付しているものです。

議員言われました3分の2とか、その同意の決議の内容についてはそこには添付はございませんでしたので、その点については少し確認はできません。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは、次の4番ですね。

公有水面埋立計画について町長が意見を述べるときは、議会の議決を経ることを要すとありますね。県はどのような資料で説明したか問いますが。

大体、先ほどから言いゆけど、これね、災害が発生しても放置するようなことやったら、とてもじゃないが議会はね、それは同意できませんよ。賛成できませんよ。多分、迷惑を掛けないという説明はあっちゅうと思いますね。それがないとね、議会が賛成できる道理がない。住民の命が懸っちゅうがやき。だから、そのへんをきちっと県とはをしていただきたい。

その上でよね、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令いうてあるわね。これはよね、課長手元に持ちちゅうかどうか分からんけどよね、港湾の開発、利用および保全ならびに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾およびその周辺地域の経済的および社会的条件、港湾およびその周辺における交通の状況、港湾およびその周辺の自然的環境および生活環境に及ぼす影響、漁協に及ぼす影響などを考慮して適切なものになるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的、総合的に定めるものとする。その中に、港湾に隣接する地域の保全ということがさまざま、外郭施設のこともここに載っておりますので。

こういった省令を基にして計画は策定しちゅうはずですので、これはね、周辺の環境に配慮してやりなさいよということなんです。だから、同意をくれいう前に、この条文、規定に従って書類を作ちゅうはずですね。だから、そのところをよくよく県当局と話をしていただきたい。事は住民の命がかかわることです。

そういうことで、資料があるかないか含めてちょっと答えてくれますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、公有水面埋立て計画について県ほどのような資料で説明したかについてのご質問にお答えします。

高知県が行った佐賀港湾の公有水面埋立て計画につきましては、公有水面埋立法に基づき、その事務がなされているもの認識しています。

現時点において、高知県に確認ができた書類につきましては、昭和40年2月6日議案第2号において、当港湾の最初の公有水面埋立て免許申請に対する諮問についてが議決されています。この埋め立てにつきましては、現在の施設の基となる、船舶接岸施設および物揚げ場施設の用地を造成したものです。

また、平成5年9月22日議案第22号において、再度、佐賀港湾区域の公有水面埋め立てが決議されています。この埋め立てにつきましては、佐賀港湾西側に隣接する西南大規模公園を含めて、一体となった緑地を造成するために提出されていました。

また、平成17年6月10日議案第48号として、佐賀港湾区域の公有水面埋め立てが議決され、この整備箇所は、物揚げ場施設の新たな前出し分の用地を造成したことによる申請となっています。

高知県は関係者にどのような資料に基づいて説明を行ったかになりますが、県の説明の詳細を残した書面はありません。憶測となりますが、各埋め立ての申請書類につきましては漁協等関係者同意も整っており、特に問題となる点は見当たらず、埋立免許申請の内容を、添付書類である埋立必要理由書や設計概要、当該図面等を用いて、水面権利者の同意内容も含めた内容説明がなされたものであるものと考えます。

また、先ほど議員がおっしゃりましたように港湾計画は周辺の配慮をして作成されるべきということにつきましては、この公有水面埋立法によってこの計画を説明している案件がありまして、そもそもその港湾計画というものが、ここが地方港湾であるためにないものとなっています。

従って、この港湾計画に基づくこの周辺の配慮という観点については、その点についてはお答えできないようになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

法律は1つなんです。港湾法という法律は1つ。重要港湾であれ、避難港であれ、地方港湾であれ、法律は1つ。

その目的いうがね、その目的を達成するためにこういう法令まで作っちゃう。こういうこと、こういうこと、こういうことをきちっとしなさいやということ。だから、地方港湾だからどうということはない。予算のつき方が少ないということはあるでしょう。それは、ただどね、根拠法というのは1つなんです。だから、船は地方港湾であっても、外国の船もヨットもクルーザーも入りますよ。入ること、自由ながよ。地元の船だけが入るわけやない。船は、運航の向こうは太平洋をこれからアメリカへ行く。だからそういうふうにつながっちゃうわけで、そういう観点から港湾法は見てかなあ、まともな解釈、運用ができんなると、私は思いますよ。

で、そのないものはしゃあないけど、そこの部分はきちっとね、地方港湾だから軽く見られるという、そういうのはおかしい。法律は1つ、同じ法律。

で、次へいきまして5番目の、佐賀南航路の進入波対策は港湾外郭区域付近ですよ、付近で行うしか方法はないと思慮するが、町としてどのような対応をするか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の、佐賀南航路の進入波対策は港湾外郭区域付近で行うしか方法がないと思慮する点の町の対応についての質問にお答え致します。

議員の質問にある、佐賀港湾南航路を通り抜け漁港泊地に進入する波の対策としては、進入する区域である港湾外郭施設付近で行うということは、一つの対策案として効果があるものと考えます。

新たな防波施設を整備するには費用的には高額となることが想定されるため、管理者である高知県に対し、その方法や改善策についても検討いただくよう要望を行っていきたいと考えます。

現在、県の担当課と協議しておりますが、現状では新たな防波堤等の計画はないこともあり、現外郭施設の沖防波堤についての機能回復を重点課題として、漁協等関係団体とともに要望活動を続けていきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

計画がないところへ計画入れてもらわないかん。計画のないところには予算がつかん。だから、計画線を入れてもらわないかん。そのための汗はかいてもらわないかん。

今、漁民の方が一番困りようなのは、南航路からの進入波対策が困りゆう。それは何年たっても改善されない。そこをね、急がないかんがですよ。住民の付託に応えてもらわないかん、大急ぎで。

ほんで、県と協議します、それは結構やけど、いつ協議するか、予定は。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

この外郭施設付近での進入波対策の協議については、もう以前から行っております。

基本的にその概略の金額としては、その新たな新設ともなるとメートル当たり2,000万円必要になるということです。仮に、これが50メートルとなれば10億円、100メートルともなれば20億円というようなところで、非常に費用が高くなるということは伺っておりますし、我々今からもですね、その外郭施設での要望についてはまた続けていきたいと思いますし、計画についてもその県の状況もかんがみながら、我々も今行っている現存施設の機能復旧と併せてですね、また要望を続けてまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ええところを答えゆうけどね、お金の話を先したらね、議論が進まんなる。これはやらんということをお願いゆうかな、いうように取られる。

お金はね、なんぼ要ったち仕方がない。なぜなら、被害を受けゆうのは漁民、あるいはその付近の住民、被害を受けゆうわけよ。税金は払い、工事の負担金は払い、できた後もやっぱりよ、船の傷む。傷んだら個人がなおさないかん。家財道具が傷んだら全部、税金払うた残りでもた買わないかん。その苦労は、住民が全部かるいようわけよ。だからね、20億要るとかどうとかいう話はね、それは後からの話にしてもらわないかん。住民が困りようという話を先言うてもらわな、黒潮町行政は。住民の暮らしが良くならない。

どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

住民等の意向等も含めて、また要望活動を続けてまいりたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、14時まで休憩します。

休 憩 12時 39分

再 開 14時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

4番（山崎正男君）

許可をいただきましたので、私の方で質問させていただきます。

1番は、コロナ対策についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、町長の方針をお聞きします。

今現在、コロナ対策もだんだんと我々の身近まで迫っております。これから新たな町の行事についてです、いろいろ心配もありますので、まず1番に、感染拡大による、新たな町の行事について、以前に増して厳しく行事内容を見直す必要性を感じるが、その方向性と具体策を示すべきではないかという質問です。

まず、よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、コロナ対策についてのカッコ1についてお答え致します。

新型コロナウイルスについては、全国的に感染拡大が続いております。

12月に入って、高知県も1日当たり2桁の感染者が確認され続けるなど、昨日現在で、高知県内で感染が確認された人数は263人となっています。

町では、県が作成しております高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安を参考に、黒潮町新型コロナウイルス感染症対応の目安を作成致しました。これまで対策をしてきましたことを検証し、感染者の人数、感染者が確認された地域、病床の使用状況等について、総合的に判断するものとなっております、高知県地域福祉部副部長に、医学的な知見でご助言をいただきながら作成をしたものとなっております。

従いまして、町の対応段階を決定するときにはその時点の状況を当てはめていき、総合的に判断して町の対応段階案を考察し、黒潮町新型コロナウイルス感染症対策行動本部会議にて、対応する段階を決定していくこととなっております。

町民の皆さまには、高知県知事が発出する県民の皆さまへのメッセージにより周知されることをもとに、感染症予防対策の徹底をお願いしております。

直近では、12月2日に高知県内で8名の感染者が確認されたことを踏まえ、県は対応の目安を警戒に引き上げております。会食の場で多くの方の感染が確認されていますことから、会食については可能な範囲で少人数で時間短縮をしていただくよう、県民の皆さまにお願いをしているところです。

しかし現在のところ、県は、経済活動の回復と感染防止対策の両立を追求する姿勢は変わらないものと考えておりますので、町としましても可能な限り活動をやめないよう、マスクの着用、こまめな手洗い、3密を避ける、換気等の感染防止対策を徹底しながら、また、町民の皆さまにも啓発を続けながら、できる方向を検討していきたいと考えております。

また、本議会に体表面温度を監視カメラシステムを5台を購入する予算を計上させていただいております。これまで役場は、住民の皆さまの来庁を制限するものではないため、アクリル板の設置、手指消毒液の設置、マスク着用の励行を進めてきました。しかし、冬の気温が低い乾燥した時期は、新型コロナウイルス感染症のみではなく、インフルエンザをはじめとする、さまざまな感染症等のまん延も懸念されます。そのため、体表面温度監視カメラシステムを導入していきたいと考えております。

いつ、誰が感染が確認されるか分からない状況ですので、感染が確認されてもできるだけ最小限の感染者で留めたいと考えております。クラスターの発生につながらないように、現在、アクリル板等の対応はしておりますが、さらに一段階上の対策を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

第1問の質問は、私の質問の仕方が悪かったが分かりませんが、新たな町の行事ということで、来年度を見据えて、黒潮町が今やっておるいろんな行事、これに対して、どのような観点で取り組むかというところを聞いたかったのですが、どうでしょうか。

来年度行事を見据えて、来年度こういう行事がこうなりますと。こういうところは注意して、やめるか、進むか、そういうところを聞いたかったわけですけど。

健康福祉課長、詳しいに教えてくださいけれど、別途の考えでお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

基本的な対策については、今、健康福祉課長が述べましたけれど、山崎議員のご質問のように行事ですね、イベントとか行事についての考え方について、ご説明させていただきたいと思います。

黒潮町、私町長になってから使った言葉が、ウィズコロナという言葉を使いまして、やはりコロナというのはなかなか100パーセント、この病気は防げないというふうに認識しております。その中で、経済活動等をやはりやらなければ町民の生活が持たないという課題がありまして、同じく、国も県も、同じ課題で取り組んでおるわけでございますけれど。イベント等行事については、可能な限りの注意をして、しかもそのときの状況状況を的確に把握しながらの対応になろうかと思っております。

直近でやってきました、既にやってきたイベントの中で、NPO 砂浜美術館という所が主催でありましたけれど、T シャツアート展。これは、いろんな悩みの中で関係者が協議して実施したわけでございますけれど、入り口での検温調査、そして動線の隔離とか、さまざまなことをしてやりました。その結果、無事事業は終了しております。ただ、感染の状況、あるいは近隣病院の病床のひっ迫感、さまざまなことが日々変わってきますので、その状況に応じて、行事についても関係機関と協議しながら慎重に諮っていききたい。ただ、やめればいいというふうに考えておるわけではなくて、非常に難しい判断になるかもしれませんけれど、注意しながら、やはりできるだけはやっていきたいと思っております。

ちなみに、その後にまた成人式のこともご質問いただきますので、具体的な取り組みの答弁もその中に出てくると思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

大変な場面がいろいろと出てくると思いますけれど、できたら新町長になられて松本町長が、3月以降の新予算で新たにこんなことを考えていくとか、それから、経済対策とこの感染対策とを併せてやらないきませんのでなかなか大変じゃろと思いますけれど、大きな行事、町がやっているような大きな行事の中で、こういう変更をしていきたいというような意向はないがでしょうかね、今。その注意をしながら、その都度やっていくじゃなしに、あらかじめ町民に、来年はこういう方向性を持っていくようなことがあれば。

企画課長か何か、そういう考えはないですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、山崎議員の再質問にお答え致します。

イベント等については、今の段階で新たにこういうことをやるということは今決まっておりませんが、各担当で、それぞれの部署で、そのイベントについて内容等も創意工夫していくということになろうかと思っております。それをもって、まず当初予算に挙げていくということになろうかと思っておりますし。

また、先ほど町長が答弁致しましたように、基本的には今のイベントをやっていくというようなスタンスの中から、そのときの状況を加味しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この感染症は誰も目の目にも付きにくい、分かりにくいところがありますので、早めに町民にアピールするにしても、日ごろから町民自身も、うつらないように、うつさないように、考えておかないきませんので、もろもろの行事に対する意気込みをどう出せるかを早めに伝えておいた方が、これから町の盛り上がりも継続していけるかなというところもありますので、ひとつよろしくお願いします。

2 番目に移ります。

成人式の在り方はどのように考えているか、成人該当者への通知で、コロナ対策の注意は組み込まれているのか。2 次会等、式後の注意配慮は考えているのかという質問でございます。

これは、成人式を大きな考え方で言えば、今言うようにやめるかやるか、やるかやめるかというどっちかの大きな観点もありますけれど、この感染対策がだんだんだんだん、環境が狭まってきよう我々の町に対する厳しい環境になってきておりますので、成人者は、成人式やると言えば、町内外、県外からも帰っていただいて、今まで二十歳まで育ったこの喜びを発散したいわけです。ただ、皆さん、大人として、みんなに喜んでいただける。保護者も、今まで育てた子が成人になったというような深い意味がありますので、このことをどう考えていくか。

私が心配するがは、この感染症にかかるかかからんかというところを一番心配しておりますので、そこらの配慮をどうなのか、お聞き致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山崎議員の、新型コロナウイルス感染症拡大の中での成人式の取り扱いについて、お答えを致します。

年明け 1 月 3 日の当町の成人式につきましては、新成人となる対象者の方には既にご案内を差し上げているところでございます。

その開催または中止の判断基準につきましては、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安に基づく対応方針を基本に、先ほど健康福祉課長からもありましたけれども、町内外の状況を勘案して総合的に判断をしたいと思っております。

そのため、イベント開催等に係る政府の基本的方針対策を踏まえて、今回、この成人式開催における対策ガイドラインを定めているところであります。特に成人者の中には県外から移動をされる方が多いことから、まず 3 密を避けるために、成人式当日、式典が終了するまでの間、新成人ご本人と来賓、主催者以外の会場内へのご入場はご遠慮いただくこととしております。

さらに、会場に入りをする方全員に対しまして、成人式式典の 14 日前、具体的には 12 月 20 日になりませけれども、からの体温と体調の状態の記録をしておいていただきまして、当日、受付でその記録用紙を提出をしていただきます。この記録期間中に一度でも高熱の症状等があった場合や、当日その記録表、チェックシートでございますけれども、が提出されない場合には、会場には入場できないということを既にお伝えをしております。

また、当日は当然ですけれども、入場時の検温、手指の消毒、それから常時マスクの着用、会場内での大きな声での会話を控えること、ロビー、ホールへの入場時には間隔を空けて並ぶこと、などの感染防止

対策を実施するということも重ねてお伝えをしているところであります。

そのほか、例年実施しております記念アトラクションなどは今回行わずに、式典のみで時間短縮を図りたいと考えております。

以上のように、例年以上に規制を多く設けた成人式となりますけれども、関係者の皆さまにはご理解をお願いしたいと思います。

なお、議員ご指摘の式典終了後の同窓会など飲食を伴う会食を予定されている場合には、人数や時間短縮等を図るなど、政府方針に準じた対応を行い、新成人として常識ある判断と行動を呼び掛けているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

この成人式の会場ですけれど、今言われたように保護者なんかは別席と。別ということよね。入らんということよね、そん中に。

そうした場合に、その会場モニターで、別の部屋でテレビで見られるというような状況は考えてないですか。1点それ。

それとですね、やはりこのコロナの問題は、何だか目に見えるようなこと、今2週間の対策ということがありましたけれど、PCR 検査なんかも併せてですね、考えていく必要もあるがじゃないかと。ただ、この場合も検査で陰性になっても、即あくる日から誰かと接触すればかかる可能性もありますので、そこが難しいところでございますが。

まず、そのテレビで保護者が一緒になって、別の部屋でとか外でとか、見ながら成人を祝いたいというようにもできるのかどうか、そこをお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

まず、モニター視聴でございますけれども、室内で行う場合につきましては室内に入ってくださいということですので、先ほど私が申しました、さまざまな対策を経た上でないと室内に入っていないということになりますし、その分、我々管理も大変になりますので、これにつきましては、室内の中についてはご遠慮いただきたいと思っておりますし、仮に屋外で実施をしたとしても、1カ所に集まっていたような視聴方法にならざるを得ないだろうと。多分4、50インチのモニターぐらいがせいぜいだと思いますので。そうしますと、やはり例年参加をさせていただいている保護者の数から想定すると、肩がかなり触れ合うぐらいの密にならないと視聴ができない状況になるかと思っておりますので、モニター視聴等については実施をすることは考えておりません。

それから事前のPCR検査ということでもありますけれども。他のイベントについても、事前のPCR検査を義務付けをして参加を呼び掛けているというのがあまり多くないように私も思いますし、それから、年末年始にかけての移動ということで、PCR検査自体が実施をできる機関、場所といえましょうか医療機関等がかなり少なくなる時期だと思っております。そうしますと、早めにPCR検査を受けてましたということになりましたら先ほど議員がおっしゃいましたように、その後例えば感染等がある場合も当然あるわけですか

ら、PCR 検査を義務付けることにつきましても、成人者のご負担も考えた上で、特に実施をすることは考えておりません。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

一番心配するのは、成人式で集まる方が、東京、大阪の都会から帰ってくる。それから、一人暮らしで学生であるとか、会社に勤めているとか、いろいろあると思いますが。成人式後に帰ったときに、誰が責任を持ってくれるだろうかという、心配される方もおります。

で、そうした場合にはなかなか難しいですけど、もうそこらも責任が町が持つぜよというぐらいだったらいいわけですけど。例えば、帰ってからすぐに発症されて、何週間か、2 週間かそこら自宅で待機するとか、宿泊施設に行くとかいうことになったときに、どこまで町がその心配できるもんか。

そこを考えていらっしゃるかどうか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

式典後に感染者が出た場合、その原因が成人式記念式典会場に起因をするということが明白であれば、我々としてはやはりそれをしっかり反省をして、何らかの対応を取らなくてはいけないと思いますけれども、それ以外の場所、ご家庭や友達同士の会食や、いろんな所で感染をしたということに関しましては、正直、責任の取りようがございませんというのが、今申し上げるところであります。

従いまして、そういうことも含めて防ぎたいと思っていますから、2 週間前から体調をしっかりと記録をしていただいて、当日出していただく。記録を出していただくという事前のお知らせというのは、そういう感染に気を付けるという意識を、当の成人者たち、それからご家族の方にもしっかりと持っていただきたいという意味で、用紙をお送りをして記録を取ってもらうわけでございます。

従いまして、取れる対策はしっかり取って、成人者にとっては一生の中でワンチャンスの式典でございますので、我々としては最大限の努力をした上で、式典、彼ら彼女に対する式典については、しっかり実施をさせていただきたいという思いであります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

これ以上は教育長になかなか言っても難しいとかも分かりませんが。

式典に呼ぶのは、町が成人式やりますのでぜひ帰って皆さまとともに喜びを味わってくださいということじゃろと思いますけれど、それならば、責任が持てにくいというのであれば、もう帰ってきなやということにもなりかねません。

せっかく黒潮町が開く成人式ですので、コロナ感染の出ないような方向で当然、いくのは当然でありますけれど、そこらあたりが。帰った後、成人式を終えて、同窓会やって、から昔の旧知の仲を話し合っ、楽しく過ごしていただくと。わざわざ田舎まで帰ってきて楽しく過ごしたところが、向こうへ行ったら発熱したと。そんなこともあり得るわけですので、やはりちょっと補足的な支援も考えの中に入れておかないといけないのではないかなと。因果関係を調べるというのは、今でも大変難しいがですよね。その、誰がどこでどう発症するというようなことは。だから、少なくとも町が主催である場合は、そこらあたりにだ

いぶ配慮した考え持っておかねばならないと思いますが。

そこらあたりの、教育長、あれですか。もう決めの気持ちはですね、もうやるといくことでいくわけですか。で、もう後はもう帰った本人の、その発熱の状況は、誰も感知できないというようなことになるわけですかね。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

非常にお答えしにくいご質問かなと思います。

先ほども言いましたように、成人者にとっては本当に人生でワンチャンスの成人式でありますので、いっそのことやめたらいいわというような気持ちでは、私はやめたくない。やるのであれば、しかし、やるのであれば最大限の努力をして、私たちの努力だけではなくて当事者、成人者にも同様の努力をお願いをして、それは式典の前、後、全てであります。最大限の努力をして実施をしてあげたいというのが、私の気持ちでございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

しつこいですが、その案内のときにですね、その黒潮町で行う成人式はこういう条件で、こういう雰囲気で行います。で、それによってこのコロナの感染が心配されますので、こうこういう方は遠慮してくださいと、とか。それから、後についてもこうのとこまでしか町は応援ができませんというようなことを明快におかないとですね、本人が、あのとき帰らなかったら良かったなというような状況じゃ困りますので、ぜひ。

もう通知出されたわけですか。で、通知後にもう一度確認の、出席まで日がありますので連絡をしてあげた方がいいんじゃないかと思えますけれど。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほども言いましたけれども、11月の13日付で第一次案内ということで成人者、該当者の皆さまにご案内を差し上げております。その際に、5つの項目に該当する場合は入場できませんということを事前にお伝えしております。

先ほど言いましたように、成人式2週間前から何らかの発熱があった。2つ目が、喉や喉頭炎、だるさ等の症状があった。あるいは、嗅覚や味覚の異常があった。4つ目として、本人だけではなくて、同居や知人にその感染の疑いがある方がいた。5つ目として、当然ですけれども海外からの出入国があった方。これについては、もう当日の入場はできませんよということと併せまして、先ほど言いましたように、それぞれの感染対策。手指消毒でありますとか距離を置いて入場するとか、当日は体温を測りますよというようなことを10個ぐらい列記をして、第一次案内をしているところであります。で、その後、全国的にも、それから高知県でも感染者が増えてきましたので、改めて11月30日付で、成人者に対してこの新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底ということで、再度、注意喚起も含めてご案内をさせていただきます。

ります。

それには、先ほども言いました、14日前の検温等、しっかり記録をしてください。それがなければ当日出席はできませんよということとか、それから、連絡先。今いただいている連絡先等に変更がある場合は、連絡をしてくださいと。それから、先ほども言いました、予定していたアトラクション等については、感染の状況を考慮して今回はやめますとかですね、そういうようなことを2回目のご案内として差し上げているところです。

従いまして、これで良しとは思いませんので、今議員からご指摘受けましたように、もう少し先、近づいてからもう一度、新成人の皆さまには、再度の感染対策の徹底を改めてお願いをしておきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

成人式の当日もですね、ぜひその成人式後の同窓会なり、飲み会なり、それは徹底して注意をさせていただくようお願いしておきたいと思います。

第3問目に入ります。

第一次産業のコロナの影響と今後の支援策は考えているか。漁業農業に対する経済支援はどのようなものがあるか、ということでお聞きします。

今このコロナの影響で、第一次産業、漁業も農業もそれぞれ、生産物とか収穫物にですね、単価が伸び悩むというようなこともあると思います。それから、各国民全体が出歩かんような状況でありますので、いろんな中間の商売にも影響しております。

そんな中で、これらの経済支援は今現在どのようなことをやっておりますと。

それから、今後はこういうふうなことも考えておりますということがあれば、教えていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは山崎議員の、第一次産業のコロナの影響と今後の支援策は考えているか。漁業農業に対する経済支援はどのようなものがあるかについてのご質問にお答えします。

ご質問にあります、第一次産業のコロナの感染症の影響につきましては、漁業では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う消費の冷え込みによって、アカマツ、イセエビ等、高価格魚種を中心とした価格の低下が散見されております。農業では、花卉（かき）農家で春ごろに市場価格で大きな影響がありましたが、他の品目では価格の大きな下落はありませんでした。

最近の市場によれば、価格の大きな下落はないものと思われませんが、全国的に感染が拡大していますので、引き続き状況を注視していきたいと思っております。

今後の支援策については、対象者がスムーズに各種支援を受けれるように事業申請のサポート等を行うとともに、収入保険や共済の掛け金への補助を行うことで、加入を促進し、新型コロナウイルス感染症等による収入減少に対応できる事業者を増やしていきたいと考えています。

追加支援につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況を勘案した上で、有効な対策の検討を行ってまいります。

漁業農業に対する経済支援策としては、国の支援策としては、持続化給付金、資金繰り対策の強化、経営継続補助金、高収益作物次期作支援金など。県の支援としては、集出荷施設等緊急整備事業。町の支援策としては、水揚げ促進事業、農業収入保険制度加入促進事業などがあります。

主な経済支援は以上ですが、これらの施策は現在進行している最中であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私はその経済対策いうのをあまり勉強もしておりませんので。

これからですね、コロナの感染がますます影響が出てくる状況が見受けられますので、そうした場合に、漁業全体が、例えばかなり苦しくなってきたというような状況。それから農業も、今聞きますと価格は案外安定しているというようなことをお聞きしましたけれど、農業自身も国内全体のコロナ対策が増えてくるというような状況のときには影響が出てくると思いますので。そうした場合に、例えば黒潮町で、何らかのときには特別交付金を使うて、漁業の支援策、それから農業の支援策を町で考えていきますというようなことになるのか。

それから、臨時財政特例債。こういうような形で、黒潮に特化したようなことが起きた場合は臨時財政特例債なんかも挙げて、町が借金してでもこの一次産業を助けていくというようなことになるのかどうか。

そこらの、今すぐではないかも分かりませんが、もうそういうところへ目がこう来ているような気がしますので、そこらあたりの財政対策の関係はどのように考えていますか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

財政的な面でございますが、臨時財政対策債につきましては赤字債といいまして、一般財源で何にも使えるというふうなことになっておりますので、そういうふうなことも活用の財源とはなるというふうにも思われます。

そして、昨日ですね、国の方も閣議決定を行っておりまして、追加の3次補正ですけども、その中でもコロナ対策の交付金、用意がされております。そこらあたりも検討をしてですね、財源的には使っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

何が起こるか分からんような、我々のこの環境があります。

ぜひですね、今後とも、町民全体を含めてですけど、一次産業がなくなったら我々の口に入るものがないなるという気がしますので、ぜひ優先的にも考えていただいて、何らかのときには今の考えを発動するという事でお願いしたいと思います。

次に4番目ですが、インフルエンザの予防注射の進捗（しんちよく）と受診者の確認はできているか。また、公共の場所のコロナ予防や対応の現状はどうか、ということをお聞きします。

コロナの予防は、今、そのPCR検査で確認するか、もしくは今後、免疫力の高いそういう予防注射ができるかというところでありますけれど、今現在、この冬場においてインフルエンザの注射も、皆さんやっってくださいよということで進めておるわけですが、これをやるとやらんとで、コロナの見分け方が変わってくるのか、そこらも併せてお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、その公共の場所のコロナの予防対応の現状というのは、例えば公衆用のトイレとか、それから、県とか国の施設とか、そういう場面で、今言う、予防のここにもあります、予防のその手洗い、薬、そういうものが大体構えられておるのかどうか。これは我々がその接触したりするときに、意外と、役場はちゃんとやっておりますけど、出入り口に置いてないとかいうようなこともありますので、公共の場所でそのコロナ対策は徹底してやっとりましますということが言えるのかどうかお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、コロナ対策についてのカッコ4番についてお答え致します。

今、追加のご質問があったかと思いますが、先に用意をしておいた分で回答させていただいてもよろしいですか。はい。すみません。

それでは、インフルエンザの予防注射の進捗（しんちよく）と、受診者の確認はできているかにつきまして、まず、インフルエンザ予防接種には、公費の負担となる定期接種と、全額自己負担の任意接種の2つがございます。

定期接種は、65歳以上の方、および60から64歳で免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方となっております、町で把握できる方たちは、この定期接種に当たる皆さまとなっております。

これまで、定期接種対象者につきましては1,100円を自己負担してもらい、残りの金額は公費負担となっておりますが、今年度はこの自己負担分を県が助成するようになったことから、町としましても例年よりも多くの方が予防接種を受けるのではないかと考えておりました。

11月末現在の、町の65歳以上の人口は4,844人です。そのうち、インフルエンザ予防接種を10月に接種した方は2,061人となっております。前年度比237パーセントとなっております、町民の皆さまの予防に対する関心が高まっている結果となっております。

また、公共の場所のコロナ予防や対応の現状はどうかのご質問につきましては、アルコール消毒液を設置し手指消毒をしていただくこと、さらには来客者対応が必要な場所や窓口対応が必要な場所にアクリル板を設置することで、直接顔に会話相手のしぶきが飛ばないように対応を図っております。

いずれにしましても、マスクの着用、手洗い、建物の中での定期的な換気、3密が発生する場所を回避していただくことを根気強く継続していただくことが重要になります。

この新しい生活様式については、私たちの生活の中にも根付きつつあるかとも思っておりますが、習慣づくまでは努力が必要かと思われまします。町民の皆さまにおかれましては、何度ものお願いにはなりますが、基本的な感染対策につきまして、根気強い継続をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私の質問の仕方が大体まずうて、答えられないということがだいぶあるかと思えますけれど。

まず、私は頭の中で考えたことが、この文言に出てきてないのが一番困るところであります。黒潮町、その目の前にある役場とか、その住民の感染対策とか、しっかりと行動を促されたり、予防対策をされておりますけれど、どうなのかな。私が聞いたかったのは、その公共の広場とか公衆トイレ、こういうところ々ありますよね。道の駅とかのそばとか。そういう所は、もう特段町が県に言ったり、町独自でやったり、誰が使ってもいるような場所、誰もが使う場所はちゃんとされているのかどうかということを知りたいです。

黒潮町にもあっちこちにトイレもありますけれど、やっぱり皆さんが接触する部分、水道の蛇口にしてもしかり。だけど、最終的には、ここで消毒をしておけば、出入りにはドアもない、そういったことで行けるので、それこそ消毒済みで出入りができるということになるかと思えますけれど、そういうような場所については特段考えてないですか。

もう一つ言えば、例えば駅なんかもそうですけどね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

駅とかさまざまな公共施設についての、コロナ対策のことを考えているかどうかというご質問だと思えますけれど。もちろん全体的なチェックとか、そういうことはできる限りは町は全体を見てはいますけれど、基本的には、やはり設置管理者の方にその部分は細かくはですね、チェックして対応していただく。

それで、その管理者の方から支援、もしあれば、町も可能な限り対応していくと。こういうふうなことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

人間が行動するときは、町の物、他の会社の物、他の組織の物とかいうような判断はなしにですね、自由奔放に往来するわけですので、もし町で、ここは見るべきもんじゃない所であっても、町は、今言う、駅はくろ鉄ならくろ鉄にちゃんと行って、どういう処理をされているか、適切かどうかということまで連絡を取り合うような、総合的な理解が取れるようお願いしたいわけです。

誰かが、どっかの場所で、ちょっとしたことで、接触感染とかいうことが起きればですね、これは黒潮町も大変なことになるわけですので、ぜひ公平にこの感染対策が取れるように、自治体同士が連絡取るなり、組織と連絡取るなり、それはぜひやっていただきたいのですが。

その点はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、それぞれの施設の管理者とは連携をお互いしながら、町全体で感染が広がら

ないように、万全を期していきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

ぜひですね、黒潮町で出さないという、感染者を出さないというような感じですね、普段から気持ちを緩めることなく、我々も含めてですけど、努力していきたいと思います。どうかよろしく願います。

それでは、大きな見出しの2番へ移ります。

広報の在り方について。広報紙と告知放送の基本的な考えをお聞きます。

カッコの1ですが、広報紙の内容は読まれやすいように工夫をしているのか。これからも改良もできるのか、という質問でございます。

私、広報は、担当者を含めどのような形でできてあがっているのか分かりませんが、どうも最近感じるには、黒潮町の広報は見にくい。はっきり言って見にくいという感じを持っております。それから、四角四面であるというような感じも持っております。それから、文字の大きさもちょっと高齢者には小さいのではないかと。めりはりのついた文字、それから色、こういうもの。それから、全体的に空白が少ないといえますか、文字数が多いといえますか、そういうことを感じます。

これはいろんな感じ方がありますので、私がここで質問をしておりますけれど、私が極端なのかも分かりませんが、他の市町村との比較をしているのか。それから、この広報についてはしっかりとした研修も時々されてると思いますけれど、全国何とか広報コンテストとかいうようなものもあるみたいですが。それから、全国でいいのは常に評価されて、広報紙の見本になっているところもあると思いますが、もうちょっと見やすい、工夫のある広報はできないかなと。これは私が言葉の上で言ってもあんまり分かりにくいかも知れませんが、今現在どういう観点で広報を出しているのか。

予算の面もあるかも知れませんが、予算も要るなら要る、写真も増やすなら増やす。そういうところも考えていただいでですね、今現状を教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは山崎議員の、広報紙の工夫および改良につきましてお答えを致します。

広報紙の作成に当たっては、各課や関係者等から提出された原稿を基に、広報担当職員が広報紙の作成基準等にのっとり編集を行い、印刷会社へレイアウトや印刷業務を委託して作成しております。

ご質問のありました読まれやすいような工夫につきましては、各課からの代表1名で構成しております広報委員会を毎月1回開催し、誤字脱字のチェックだけではなく、内容の誤りや各原稿のレイアウト、写真について確認するとともに、情報発信すべき情報が抜けていないかなど、内容や見え方についても協議検討をしております。

また、字体、フォントにつきましては、世間一般で広く読みやすいと言われている、縦書きは明朝体、横書きはゴシック体を基本に使用しております。なお、現在、子どもから高齢者、また、視力に少し障害があるといった方にも見えやすいといわれておりますユニバーサルデザインフォントというものがございます。このユニバーサルデザインフォントにつきましては、より読みやすい広報紙となるよう導入を試み、印刷会社へ打診をしたところですが、印刷会社における導入ができていないということで、実現には至っ

ておりません。

また、記事の内容で言いますと、広報紙離れが進んでいるといわれる現在におきまして、少しでも住民の皆さまに興味を持っていただき、読んでいただけるよう、新しい特集を企画することも心掛けております。昨年度は、まほろばという特集を新しく企画し、町内で活躍されている方々に焦点を当て、その方の活動や思いを取材し、隔月で記事にしております。行政情報を発信するだけでなく、住民の方を取り上げさせていただくことで、知り合いや仲間、そして家族親戚のことが掲載されるということをきっかけに、広報紙をより身近に感じていただきたいと考えており、広報紙離れに対する一つの防止策として取り組んでおります。

以上のように、読みやすい、また読まれやすい広報紙を目指し、常に改良や工夫をしながら発行するよう努めているところでございます。また、改良ができるのかというご質問につきましては、こちらについても内部や外部からのご意見やご指摘を受けまして、その都度より読みやすい、分かりやすいという視点に基づき、改善方法がないかを検討しながら編集に努めているところでございます。

住民の皆さまにとって、広報紙を通じて発信する情報が有益であり、分かりやすいものとなるよう、今後も紙面の改良を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

広報の発行は、今毎月1回ですかね。で、毎月1回出しておるわけですけど、この型というか、黒潮町の形というのが、どうも固定化されているというふうに感じます。できればですね、2年か3年かごとには何か新しい工夫をされた広報にしようねというような、思い切った施策も必要ではないかと思えます。

広報は何のために出すのか。こういうところの目標、広報の目標、それから視点ですね。今回の広報の内容は、ここが特ダネですよというようなところをどう見出しを付けてやるか、ということも大事であろうと思えます。それから写真も、私、ほかの広報を見ておりましたら、ものすごい鮮明な写真があります。

それから、これは何だろう。広報の持つてくるカメラが古いのか、どうか、新しいのでないためかどうかわらんけど、写真も大体収縮して小さい。顔写真なんか、なるべく写真を小さくして付けてますので、逆に大きくした方がいいんじゃないかなと思えます。

それから、町が毎月毎月出しておるのであれば、その納期も忙しい。そういうこともあるし、係も忙しい、ついつい同じ形になってしまうというようなこともあるかも分かりませんが、やっぱり町の一番の広報の顔ですので、この出した以上は町民のその意思。私は読んでるよ、このページが好きだよ、とかいうアンケートまで踏み込んで、広報のフィードバックが必要ではないかと思えますが。仕上がり方、それから文字、それから私いつも気になるのが、この表のこの白抜き。この、このここ、この文字がものすごい年寄りには見にくいがですよ。何か、もっと大きくて分かりやすいようにならんかなと思えます。

それぞれ広報の担当の方が苦勞されて、工夫されてやっているの、それはそれで頑張ってもらいたいと思うわけですけど、やっぱり何年かに1度はフィードバックして、町民の意見も聞いて、読まれてるか読まれてないかまで確認できるようにやっていただきたいと思えますが。

もう一度、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えします。

まず、広報紙が担う役割としまして、3つあるというふうに捉えております。

まずは行政サービスの広報であります。そして地域の広報、そして政策の広報ということが、まず基本にあるというふうに考えております。その部分をしっかりとお伝えするということがまず広報紙の役割であるというふうにとらえておまして、その中で、やはりできるだけ皆さんにどう伝わるのか。まず伝わる方法というのを最善に考える必要があるというふうに私も考えておりますので、ぜひ皆さんのご意見も参考にしながらですね、より読みやすい、読んでいただけるように工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

また、形につきましては、ただ常に変えるというよりはですね、やはり定型というものも少し、やっぱり皆さんに安心して読んでいただけるということもございますので、そういったことも考えながら今作っておるところです。また、そこらへんも、今後いろんな時代の背景もあると思いますし、そういうことも踏まえながら、また検討してまいりたいというふうに思います。

また、担当の方もですね、今仕事が忙しいということで、そこが疎かになるということとはございません。全て、まず分かりやすい、いかにどう伝えられるかということ常々考えながら作業に入っておりますので、そこらへんはご理解をいただきたいというふうに思いますし、また、町民の皆さんのご意見につきましては、ホームページ等にも掲載しておまして、そこにも常にご意見をいただいたりしておりますので、そのご意見を生かせるところは生かしていくというふうに考えております。

今後、字体も含めより読みやすい広報にしていくよう、他市町村の広報等も勉強もしながら、研修会にも参加し、今後努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

もう1点、広報の中で、私もあまりよく分からなかったがですけど、有料で宣伝、コマーシャルですか。宣伝というか、有料で行う記事もあるようですね。

その有料の記事が来た場合は、どのような取り扱いでやっているのか。事ある記事の、要するに広報紙面のあれがいっぱいときには断りますよとか、あるのかどうか。有料が来たら全部載せますよというのか。そこらをお願いしたいんですが。広報紙ですので、あまり有料になるようなことは載せない方がいいのではないかなと、私、古い考えですのでそう思うときもありますけれど。一応その広報の有料の要綱みたいのもありますよね。あれ見たら1万とか1万5,000とか取ってやってるということですので。

その広報で有料の部分の考え方をちょっとお聞かせください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

有料広告につきましては、やはりまずはうちの記事が優先ということでやらしていただき、また、契約等もあります。そのとき、まだ先のお話もさしていただくので、それに合わせながらですね、支障のないようにですね、どちらにも有益になるような形で工夫をさせていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それではカッコの2番の、告知放送はどのような基準で放送されているか、ということでお聞きします。

告知放送、毎日毎日、一生懸命放送されております。この放送基準というのはどうなのか、あれば教えてもらいたいし。まず、時間帯ですね。

それから、1日にいろんな行事もありますので、何回も広報を重ねている場合もありますけれど、放送は、何回同じことが放送されるのか。中には、期日が過ぎても放送される場合もありますので、どの程度の日程でやってるのか。

そういう基準を、あれば教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

山崎議員の告知放送の運用の基準につきまして、お答えを致します。

ご質問の告知放送に関する基準は、黒潮町情報センター告知放送システム施設管理運営要綱に定められており、この要綱に定められた基準に基づき運営をしている状況になります。

この要綱では、主に放送時間や放送施設に関する使用の制限、使用時間などを定めております。

第2条の、放送時間につきましては、緊急時以外の定時放送時間帯を午前6時40分から午前8時30分まで、および、午後0時50分から午後1時まで。夕方の時間帯につきましては、午後4時20分から午後8時15分までと定めており、さらに、この時間帯の中で学校の授業等に影響がないよう配慮しながら、区長などが行う地域の放送時間帯と町の放送時間帯を分けるなど、細分化しながら放送をすることとしております。

第5条の使用の制限では、私的な内容や営利を目的とした内容、特定の個人または団体を中傷し誹謗（ひぼう）する内容など、6項目の放送施設の使用の制限を行い、また、使用時間では、放送する時間は原則として3分以内とし、簡単明瞭に放送することとすることなどを定めております。

告知放送につきましては、この要綱に定められた基準の中で、放送内容が住民の皆さまにとりまして分かりやすく、正しく周知できる放送となるよう取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この問題もですね、告知放送の時間帯が私の個人的に感じるには、大体が各家庭の団らの時間、これを狙ってやってるのだらうとは思いますが、逆に言えば、各家庭の団らの時間ですので、できれば外された方がいいんじゃないかなという感じも持っています。

それから、先ほど4時から8時15分までとかいう幅がありますので、もう少しいろんな意見を聞いてですね、町民が、いや聞きやすいね、というような時間帯を選んでもらった方がいいのではないかなと思います。

それと、告知放送は録音ができますので、外れたときでも聞きたいときには聞けるわけですね。どれ

ぐらいの時間帯まで録画は持つのかいうたら、前の4つばあ放送したら消えてくというふうなことになると思いますけれど、大抵の場合は再放送が聞けるということですので、その基本をですね、放送の活用方法、活用方法ですね。例えば、1 回告知放送したら各家庭で録音できますので、自由な時間にやってもらった方がいいと思いますと、いうふうな方も一つの手じゃないかと思います。

それからさっき、3 分以内ということでありましたけれど、それはそれで結構なことだと思います。だから、どう言いますか、各担当者の声、発声の仕方、それから録音の仕方が丁寧な方と、丁寧でない方、丁寧過ぎりゃあせんかというふうなものもあります。で、できたら放送ですので、何月何日に何がありますと。それから、全てを説明されておりますけれど、そうじゃなくて、もう分かりにくいところは担当までご連絡くださいで済むようなものもだいぶあると思いますので。あれをずっと聞いていると、かなり時間を、聞く耳も立てておかないきませんので、そこらあたりの認識をもうちょっと話し合ってもらったらいいいんじゃないかなと思います。総務課長が丁寧に説明してくれましたけれど、普段、やっぱりこれもその広報紙と同じでフィードバックせん町民の意見は分からんんじゃないかということがありますので、たまには町民にも、告知放送の内容でご不便はございませんかということもどっかで、1 年に 1 回とか聞くとかいうようなことも大事ではないかなと思います。

そうしないと、これでいいんだというふうなことで、どんどんどんどん放送されております。あまりにもしつこいというふうなときもあります。もう何回も何回も流すなよ、というふうなときもあります。これ私が勝手にここで言うておりますけれど、もうちょっと精査されたらええのではないのかというところをどう見つけていくかということです。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

山崎議員の再質問にお答えします。

議員がご指摘されておるところはありますが、人それぞれ感じ方が異なりまして、さまざまご意見をいただいております。例えば、1 回だけの放送にしてしまうと、繰り返して放送してくれんけん分かったとか、2 回繰り返して放送してほしいであるとか、ほんとにさまざまご意見を電話等でいただいております。

議員がご指摘されますように、そのご意見やご指導を基に、より良い放送となりますよう改善をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

告知放送の扱い方、告知放送の使い方というのはですね、ぜひこういう使い方されたらいいですよというのはね、広報か何かの隅にでも、告知放送の扱い方いうのを載せた方がいいんじゃないかと思います。今言う、録音もいつでもできますと。それから時間帯も考えていきますかというふうなことも、やられた方がいいんじゃないかなと思います。

それでは、次へいきます。

総務課長、何か言いたいようなことはあるかね。ないね。

次へいきます。

3番、緊急時や火災の際に告知放送は利用できるのか。範囲指定もできるのかという質問です。

これはですね、先だって火災の放送がありました。そのときにね、サイレンが私のところから聞いておりますと5回ぐらい鳴りました。こりゃ、パトカーが5台ぐらい並んで、次々次々にサイレン鳴らしよう。これはよっぽどの事故じゃなと思うたがでしたけれど、どうも火災報知のサイレンのようでした。

それですね、消防で緊急時の放送、あれは告知放送ではできないのか。告知放送でやってるのかどうなのかを、まず聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、緊急火災時の告知放送の利用についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成23年度に導入致しました告知放送につきまして、本年の11月末現在で、個人宅に4,644、事業所193、計4,837の放送端末機の設置をしております。

放送するための操作卓につきましては、本庁舎、佐賀庁舎、拳ノ川保健センター、黒潮消防署の4カ所に設置をしております。

放送につきましては、一般放送と緊急放送の区分がございまして、緊急放送では、赤いランプの点滅とともに、強制的に最大音量で放送される仕組みとなっております。

また、国の全国瞬時警報システムにも連動し、放送されるようになっております。

ご質問のございました緊急時や火災時の利用につきましては、緊急放送は、現在も訓練時などに利用しているところでございまして、火災につきましても黒潮消防署の職員が運用しているところでございます。

また、範囲指定につきましても行政区単位で放送範囲を指定することができるようになっておりまして、町内全域、複数行政区、単独の行政区、いずれかの放送を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私のそしたら捉え方が悪かったのか、当日のその放送はですね、外の放送でございました。告知放送であれば、私も家におりましたのですぐわかる分けですけど、内容が読み取れない、聞き取れないような状況の放送でした。だから、いろんな救急車両とか消防車両が走ってるのは遠目で分かるわけですけど、現実にとこら辺りの火事であるかというのが分かりづらかったわけです。

で、告知放送で放送していますよということが分かっておれば、皆さんに告知放送伝えて、緊急時は必ず告知放送伝わりますというようなことをね、もう一度アピールしてほしいと思います。

それから、今言う範囲指定、範囲指定の判断。佐賀校区か、拳ノ川校区か、伊与喜校区か、いろいろあると思いますけれど、消防署からすぐそういう場所も決めて放送できるようになっちゃうわけですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先日の火災の際の、サイレンが鳴ったと思います。それが5回というのは、建物火災の場合は、5回鳴らすい言うふうになっています。それで5回鳴ったということでございます。ただ、サイレンのシステム

と告知端末放送のシステムは若干違うので、その連動というところでは、黒潮消防署の方でまずサイレンを鳴らして、それから後に、今のサイレンはというところを告知の放送で流させてもらってる状況です。現状でいきますと、建物火災であれば、その火災があった地区の所にサイレンを鳴らす。また、隣接する分団にもサイレンを鳴らして、同様に、ただ今の火災はという告知の放送をさせてもらってるところでございます。

議員おっしゃられたように、そういった放送の緊急時の運用の仕方といったことに関しても、何らかの形でお知らせする場面があればお知らせしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

そしたら先だっただけのその火事の際は、告知放送でもされたということによろしいわけですか。

あのね、地域のとこに問い合わせても、告知の声はあんまり聞かなかったわけですけど、なお、確認だけしておいてください。

我々は、この防災面については特にですね、通常の行事の告知放送以外にこの防災面の緊急放送はですね、やはり皆さんが認識を深く持ちよかんといかんと思います。

それぞれが地域のことであれば飛び出して行くぐらいのみんな心配をされておるわけですので、ぜひもう一度、町のその告知放送の活用はこういう場合とか、緊急放送はこういう場合じゃというようなことをぜひ何らかの格好で知らせてやってください。

以上で、私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩します。

休 憩 15時 13分

再 開 15時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

5 番（浅野修一君）

それでは、議長のお許し出ましたので、早速一般質問の方に入りたいと思います。

私、今回2問、質問事項の方を構えさしていただいていますんで、執行部の皆さんには忌憚（きたん）のない明確など申しますか、そういった答弁の方をお願いしたいと思います。

では、早速いきます。1番と致しまして、町道整備についてでございます。

町内には、道幅が狭く不便な町道が多く見られ、拡幅工事等の整備の必要性を感じております。

今年9月11日、大雨による崩落事故が奥湊川地区の町道でありました。

崩落現場から奥には、15戸の民家と通所型施設の旧大方誠心園作業所があり、住民と施設の利用者は一時孤立致しました。

今回は幸いにも人的被害はなく、また、翌日早朝に復旧作業が行われ、住民への影響は最小限に抑えら

れることができたわけですが、今後を思うとですね、早急な対応の方が必要と考えております。町としての対策の方を聞きたいと思います。

それで、次のカッコ1へ入る前に1カ所訂正がありまして、申し訳ありません。

ただ今読み上げました質問の要旨の中で、旧大方誠心園作業所としておりましたが、現在は生活介護事業所みなとがわに施設名称の方が変わっておられますので、恐れ入りますが読み替えの上、訂正の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、長くなって申し訳ございませんが、質問の前にはですね、お手元の方に資料の方お渡ししておると思いますが、6枚の写真の方を載せさせていただいております。カッコの1から6まで左右左右左右ということで、上から3段で載せております。

1番から見てもらいますと、これ午前中にですね、町立南郷小学校前の湊川、川ですね。これ、ご覧のとおりですね、あとほんと10センチ、20センチぐらいしか堤防の余裕がないというか、そういうふうな状態になっておりました。これが午前中のことですね。

それでその右側の、これちょっと薄暗いのは夕方になってますんで、夕方の馬地地区の前の伊与木川の写真になってます。これは夕方になってますんで少し水が引いた状態というふうなことでお伺いはしております。午前中とか、その水位の高い折には、もっともっと越えるんじゃないかというぐらいな水位だったようです。

そして、3番目の奥湊川の土砂崩れ現場としておりますが、これ、早朝に撮ったもので、そのままの状態というか、土砂がほんと雑木と一緒に崩れた状態で、こういう状態になっておりました。

それでその右側が、その崩落現場の写真、現在の写真ですが、崩落した場所、上方には設置パネルいいですか仮設のパネルですね、そういったもんが現在は付されておまして、応急処置的なもので今はとどまっておるといところでございます。

そして、5番目の写真、これ崩落現場の数百メートル奥にあるんですが、町道の整備中の写真でございます。こちらも順調に進んでいるというふうなお話はお伺いしてありますが、この見えてます町道、急傾斜いいですか斜面の補強工事のすぐ奥いいですか、7、80メートル、100メートルも行かんぐらいの所に民家がずっと、先ほど申し上げたように15戸ぐらいございまして、また、その奥にですね、最後の6番目のこの生活介護事業所みなとがわ。こちらが、ちょっと木の陰で見えづらいと思いますがこちらがあります。

それで、5番の写真のようにですね、これご覧になっていただければ分かると思いますが、町の奥湊川地区においては、こういった対応の方が順次しておられまして、奥湊川の区長さんからもですね、この工事につきましてもほんとありがたいことやと。それから、それ以前に、もう随分たつてると思っています。鞭から旧湊川小学校、これの少し奥ぐらいまでは2車線道として町道の整備もしておられますので、ほんと、区長さんはじめ住民の方、感謝の気持ちを訴えてくれましたので、この場をお借りしてその声を届けたと思いますんで、皆さんもご承知おきいただけたらと思います。

それで、最後の6番目の作業所の方ですけど、みなとがわですけど。グループホームや自宅からの通所される方が利用されておられるようで、施設長さんからの話をお伺いしたんですが、今回の9月の崩落事故を受けて、施設の方には食料と飲料水、その備蓄の方を完了した。それと、泊まり、夜間泊まるってふうなことにもなるかということで、毛布も30枚いいですか、30人分ぐらい用意されておるようでございます。こういった対応の方はさせていただいておりますが、今回、質問の方出させていただきますけど、いろんな、町にもお願ひもせないかんとお思いますんで。

前置き長くなりましたけど、それじゃあカッコ1の質問に入ります。

カッコ1としまして、町道拡幅等の整備を待っている地区はほかにも多くあると思うが、奥湊川地区においては、長年にわたり町道整備を地区要望に挙げてきております。このことは地区にとって最重要課題であり、これをどのように受け止めておられるのか、町の考えを聞くとしております。

町のご意向といたしますか計画等ございましたら、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは浅野議員の、奥湊川地区の町道整備についてのご質問にお答え致します。

町道湊川線は、奥湊川地区と国道56号線を結ぶ幹線バス路線であり、地域住民の生活路、および通勤通学路として大変重要な路線であると認識しているところです。

町道湊川線の道路整備においては、現在、奥湊川地区に特化して事業を行っているところでございます。整備区間内の崩落危険箇所から、地元区長様とも協議の上、整備を進めておりまして、今後においても、引き続き社会資本整備総合交付金事業での要望を行い、事業進捗（しんちやく）を図ってまいります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

先ほども申し上げました、ほんと地元の方も喜んで、今現在、工事中の工区にしてもですね、喜んでおられますんで、ほんとこれは継続してですね、ぜひお願いしたいことでございます。

今、課長の方から社会整備事業として行うというふうなことであれなのですが、これはですね、今回はこの奥湊川地区に特化していますか、急を要する、そういったあの崩落事故、今後も懸念される崩落事故がありましたんで、そういったことも踏まえて奥湊川地区に特化して質問の方さしてもらってるわけですが。

これ、黒潮町もほんと海もあり川もあり、まあ平地も少しあり、山が大きな、8割強の山がありということで、奥にいわゆる中山間地域の方がほかにもあるわけでございまして、奥湊川に限らず、例えば、馬荷であるとか御坊畑、そして谷の違います加持川であるとか、そういった所も同じような状況の山肌いいますか、そういったものが随所に見られるわけで、そういった所もですね、今後はその計画の中には入れていかなくてはならないと思っております。

そういった意味でですね、町としての、要は、先ほど来も話もありましたけど、予算であるとかそういった部分で早急にというふうなことにはなり得ないかもしれんわけですけど、今後も計画的な進捗（しんちやく）をぜひお願い致しまして。

それと、各そういった中山間の地域の方が大変な思いというか、要は不安ですよね。不安な気持ちで平生から生活されておるといことはよくご理解の上ですね、対応の方お願いしたいと思っておりますので、そのことはほんと十分に理解願いたいと思っております。

そういったことで、カッコ1は終わりましたしてカッコ2の方に移りたいと思っております。

カッコ2と致しまして、現在、奥湊川地区の一部で町道整備が行われているが、先ほど課長の方からもお話ありましたが、今回のような崩落事故は今後も予測可能だと思う。近隣住民の方の今後への不安を聞く。

町道奥湊川線、全区画の拡幅整備工事は早期に必要と考えます。整備計画はどのようなものか。

また、あればいつごろの完成を予定しているのか聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、道路整備計画と完成のめどについてのご質問にお答え致します。

奥湊川地区の道路整備計画につきましては、平成20年度から測量設計に入り、まずは、口湊川地区と奥湊川地区の境界である新呂木橋付近を起点に旧湊川小学校を通過し、町道湊川線と町道大谷線の三叉路付近までを第1期工事として測量設計を致しました。

平成22年度から改良工事に着手し、平成29年度で第1期工事は完了しているところです。

そして、第1期工事終点から、生活介護みなどがわ施設手前の橋梁谷川橋までを第2期工事として、平成26年度に測量設計を行い、平成28年度から工事に着手しておりまして、順次改良工事を進めているところです。

第1期工事総延長1,000メートル、第2期工事810メートル、合計1,810メートルの整備計画を立てております。また、町道湊川線改良工事の完成予定でございますが、今後の予算配分もでございますが、事業計画には令和8年度、6年先をめでに計画をしているところでございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当に今のご答弁を地区の方もですね、ほんと喜んでおられると思います。こういった、令和8年度完了を目指すというような言葉をいただきますとね、やはり当の地区の方はほんとにね、大喜びというか、安心をいただけるということで、喜んでおられると思います。

よく自治体、特に自治体なんかが優先順位であるとか、予算の関係であるとか、そういったことでなかなかですね、いついつまでというふうなお話は聞かれないことが多いわけですが、今ほんと、課長の方から、令和8年度というふうなことを聞きましたんで、これIWKでも皆さん見ておられるかと思えますけれど、またご報告の方に行かしてもらいたいと思います。

先ほども申し上げましたけど、黒潮町、山の奥に深い地区もありますんでね、奥湊川地区に限らずこういった計画を持って、持ちながらっていいですか持ってやっておられると思いますけど、示せられるような計画の方をぜひ今後も予算獲得であったりそういうことも含めてですね、ぜひ頑張ってください、一日も早い、そういった地区の方の安心をお与え願えられたらと思いますんで。今回はほんといい、その完成、完了の予定なんかも聞きましたんで、ありがとうございます。

今後とも引き続いて、そういったほかの地区もですね、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、これで1番の道路整備については終わります。

次に2番目の質問に移りますが、2番目としまして、コロナ対策についてでございます。

これは、午前中の山本議員、そして自分のすぐ前の山崎議員さんの方からの質問がありまして、重複した質問で申し訳ないがですけど、これまでの答弁と、また自分なりにこういう場合はどうですかというふうなことあればまた掘り起こしていきたいと思えますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それではですね、質問の要旨の方に入ります。

全国的には第3波とされる新型コロナウイルス感染症であるが、幸いにも当町での発症者は現在のところ出ていない。しかし、今後もGoToキャンペーン等による町外からの来町者も多くなることが予想され、当町からもしつ感染症者が出てもおかしくないのが現状であると考えております。

年末年始を控え、これまで以上の対策が必要だと思っております。町として新たな対策等があればお聞き致します。

ということで、カッコ1と致しまして、宿泊施設、飲食業、食品製造業、販売業者等、全ての業種への感染症対策の指導や予防等への協力の徹底が重要だと思うが、行っているか。行っていれば、どのように行っているか、について聞きたいと思います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の、事業所に対する感染症対策の指導や予防等への協力の徹底についてのご質問にお答え致します。

事業所に対する感染予防対策の要請につきましては、まず、本年2月29日に、不特定多数のお客さまが利用する宿泊事業者の皆さまと意見交換の場を持ち、マスクの着用、消毒液の使用、手洗いうがいの実行、こまめな換気など、基本的な感染予防対策と併せて、宿泊者の風呂や食事時間の分散対応等のお願いを致しました。

また、3月初旬から4月中旬にかけては、宿泊や体験観光等の観光関連事業所に、在庫量調査を行った上でマスクとアルコール消毒液を配布し、感染予防策の実行をお願い致しました。

全国に緊急事態宣言が出された4月16日直後には、いくつかの小売店舗や道の駅を訪し、アルコール消毒液のストック量確認とともに、感染症対策の実情の聞き取り調査を行いました。

その後、町内の小売店舗等184事業所に、消毒体制の強化、およびソーシャルディスタンスの確保をお願いするとともに、アルコール消毒液の配布を行いました。

5月初旬には、492の事業所に事業所内の消毒体制の強化をお願いするとともに、殺菌性電解水である電解次亜水の配布を行い、感染拡大防止の対策を取りました。

また、高知県の緊急事態宣言が解除された5月中旬には、524の事業所に、入場者の人数制限やアルコール消毒液の配置、マスクの着用、施設内の換気や消毒等の予防対策をお願い致しました。特に、県内外から不特定多数の来客が想定される、飲食、宿泊、体験観光の事業所には職員が直接訪問し、同様のお願いをするとともに、エタノールと同等の殺菌効果があるイソプロパノールおよびマスクの配布を行い、感染拡大防止の徹底をお願いしたところでございます。

その後も、7月中旬、8月初旬にも、業種に応じた感染拡大防止対策をお願い致しました。

最近では、感染拡大が心配された11月21日から23日の3連休前に、来客が多いと想定した250の事業所に、改めて基本的な感染防止策の徹底をお願いする文書を発送したところでございます。

以上のように、面談や訪問、文書送達による協力要請、および消毒液やマスクの配布を行うなど、適宜感染予防対策を行ってまいりました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

書き留めていましたけれど、書き留め切れないうらいのあのすごい対策といいますか、対応の方をしていただいております。ほんと、ありがとうございます。

こういったですね、きめ細かな対策、対応によってですね、今現在黒潮町内感染者ゼロというふうなことが保たれておるんだと思います。このことは今後もですね、当然のことですが継続していくべきであり、いかなくはならないことであると思いますので、今後もぜひ継続の方お願いしたいと思います。

それで、こういった事業施策であるとか、室長の方で、先頭に立って事業所などにきめ細かな対応をしていただいているわけですが。ただですね、通常一般によく言われるその3密防止であるとか、手洗いであるとか、うがいであるとか、そういったことも各個人個人の方にはお願いせんといかんと思うのですが、その一人一人の方の自覚であったり、そういうちゃんとしたいいいますか、しっかりした感染対策の方をお願いすることが一番だと自分は思っております。そういう意味ではですね、いろんなお願いであったり対応していただいているのはお聞きしましたが、いまひとつですね、町の方から再度といいますか、今までにもこれしていただいていたとは思いますが、再度発信の方をしていただきたいことがあります。と申しますのも、町民の方全員ですね、町民および黒潮町内に通勤、通学、通所ですか、保育所とか町外から来ておられる方おるかなどうか、ちょっと把握しておりませんが。そういった町外からの町内に来られる方に対してですね、朝の体温の測定ですね、自宅での外出前の体温の測定ですね。これのお願いの徹底とですね、もしもその朝出ました、出ろうとするときには体温測りましょう、測りました。37.8度ある。これはまずいということになろうかと思えます。その場合には、勤務であったり学校であったりそういった所にはもう、自宅から出ないとか、あるいは保健所への連絡で、そのことへの対応をしっかり聞くとか、そういったことをですね、町の方が再度発信の方できないかというところが肝心かなと、自分では思っているところがあります。

そういったことで、町の方からのそういったことへのご協力の方を発信の方、していただけないでしょうか。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

では、浅野議員の再質問にお答えを致します。

今ご質問いただいたこと、私で全てちょっと答え出ないともございますので、関係部署と協議をしまして、ご意見を参考にさせていただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

質問のあれが間違っただかなと思いますが、えいですかね。

失礼しました。申し訳ないです。質問が間違ってますね。申し訳ないです。

元に戻らしてもらいまして、カッコ2ですもんね。すみません。順番間違えてます。申し訳ないです。カッコ2の方へいきます。申し訳ない。

カッコ2と致しまして、町内事業者に対しては、指導や要望だけでなく、その後のフォローが肝心だと思う。客が減れば当然のこと、収入も減る。補助金交付等の準備は万全か。また、そのことはしっかりと住民に伝えているか、としております。

この質問については、午前中の山本議員の方への答弁もございましたので重複しておろうかと思いますが、山本議員への答弁以外に何かございましたら、答弁の方お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは浅野議員の、コロナ対策における町内事業者に対しての補助等の準備についての質問にお答え致します。

コロナウイルス感染症に伴う経済への影響は計り知れないものがあり、特に来客を伴い、感染リスクの高い宿泊施設や商店等に著しい影響を及ぼしています。

感染拡大が顕著に表れた4月下旬からゴールデンウィークにかけて、当該事業者などに休業要請を行っており、休業を実行してくれた事業者に対し協力金の支給を行っています。

第1波と言われるこれらの時期以後、アフターフォローとして取り組んだ対策としては、プレミアム飲食券、商品券の販売による総額1億円の町内消費喚起策、町内事業者の売上減少に伴う、町独自の一律10万円の持続化給付金や社会保険料の事業者負担に着目した支給額10万円から300万円の雇用維持特別支援給付金制度があり、これらの支援策につきましては、現在受付業務を商工会を窓口として行っております。

また、町内事業者が事業所および店舗の感染拡大防止策のために要した設備費や備品購入費、消耗品などの経費に対して3分の2を補助する制度も、本議会に補正予算として提案させていただいております。

これらの制度をより多くの事業者にご利用いただくため、町のホームページへの掲載、区長便を通じた班回覧、受付業務を行っている商工会からの会員チラシなど、定期的に配布しているものです。

さらに、周知策として当事業者等への各施策のチラシの郵送や、商工会からの会員に対しての個別電話による周知も実施しているところで、町内事業者に対し抜かりがないようお伝えをしているものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

それこそ細かな情報発信いいですか、伝達の方もされておるようですので安心を致しましたが。

先ほど山崎議員に対する答弁だったと思いますが、副町長の方からも一部紹介ありましたが、今朝の高知新聞の方に載っておりました、政府のこの新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策ですね、これで国として30兆6,000億っていうふうな大きな額の予算も組まれておるようです。総額では73兆6,000億とか、ほんと大きな金額のものを国の方では構えてくれております。

こういった予算、補助の方はですね、今後、当町の方にも届くようになろうかと思えます。そのことは有効利用といえますか、困っておられる方、それぞれの方に抜かりなくですね、今後も届けていただけることかと思えますが、その点はひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと、ただ、このコロナに対してですね、GoTo キャンペーンであるとか、GoTo トラベルであるとか、そういった部分もあってですね、潤うこともあるがですけど、逆に大変な部分も起きてこようかと思いますので、その点もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後ともほんとうよろしくお願ひしますんで、これでカッコ2の方を終わりたいと思ひます。

続きまして、カッコ3の方に入りたいと思ひます。

カッコ3と致しまして、保健所や医療機関との意思疎通は十分か。また、現在、交流頻度はどの程度で推移しているか。

日ごろからの相互理解への努力は惜しむべきではないし、この時期が特に重要だと思ひております。新たな取り組みなどあれば聞きたいと思ひます。町の考えと対応を聞きたいと思ひます。

この保健所や医療機関についてはですね、報道にもあるように、その業務がひっ迫しているというふうにいわれております。高知県の場合はまだまだ、特に幡多の場合はまだ余裕があるかなとは思ひたりもするわけですが、この前からちょっと感染者の方がまた上昇気味になっておりますんで、これがひっ迫しないことを願うばかりながですが。そんな折での、大変だとは思ひますがね、そういった保健所であるとか医療機関であるとかからの情報収集。で、その情報を交換する。黒潮町の情報も先方に伝えると。そういったことの交換をお互いがしてですね、そうすることが感染予防になろうかと思ひますんで。

今だからこそ重要なことだと思ひておりますんで、このカッコ3に対して答弁の方求めます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員の、コロナ対策についてのカッコ3についてお答え致します。

黒潮町は幡多福祉保健所の管轄ということになっております。幡多福祉保健所とは常に連絡を取り合っておりますし、幡多福祉保健所に限らず、県の関係各課から指導を仰ぎながら、また、県や医療機関と可能な限り情報の連携を行いながら業務を進めております。

新たな取り組みとしましては、福祉分野では、11月に障害のサービス、介護サービスの事業所に感染症予防対策のための研修会を実施しました。

冬を迎え、新型コロナウイルス感染症のみではなく、インフルエンザをはじめとするその他の感染症への対策に生かしていただけるよう、11月に3回に分けて、幡多福祉保健所の感染症チーム、および、高知医療センターから拳ノ川診療所に地域医療の研修実習のためにおいでいただいている西原先生に講和をしていただき、黒潮町でクラスターが起きないように、また、感染者をできるだけ出さない対策として実施をしました。

また、全ての住民の皆さま、黒潮町で働く皆さま、黒潮町に来町いただいている観光客の皆さまにも感染症予防の徹底をお願ひしたく、周知啓発に努めております。

浅野議員言われますとおり、関係機関との日ごろからの相互理解は重要であると捉えておりますので、今後も随時、関係機関との連携を図りながら業務を推進してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんとこの情報っていうのは、何につけてもいいですか大事だと思います。情報あれば、それに対する対策、対応ができるわけで。そういった意味も含めまして、今後こういった機関との密。今はコロナは3密は駄目とかって言いますが、そういった保健所、医療機関などとは、これはもうほんと密にしてですね、今後、対応、対策の方をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、しっかりとした頻度をもって対応していただいていますんで、カッコ3の方の質問をこれで終わりたいと思います。

最後にですね、カッコ4、ワクチン接種についての情報はるか、でございます。

このワクチン接種、ほんと今世界中がですね、やるべきかやらないべきかみたいなことで、ワクチンに対する信用度であったり有効性であったり、いろんな部分で全世界がこのことには注目しているわけですが、イギリスであるとかロシア、ほかにも中国なんかもそうですか、インドネシアもそうですか、こういった国々では、何カ国かは既にそのワクチン接種に踏み切った国もあるようでございます。

日本もですね、アメリカとイギリスですか、自分の知ってる限りはそこだけですが。そちらから、2カ国からワクチンの供給を受ける契約の方はもう結んだようでございます。来年2月以降であるとか6月であるとか、そういった時期にどうも入ってくるのではないかというふうなことは言われています。

先ほども申し上げました、現状ではですね、その副作用等の心配もありませんが、インフルエンザのときもそうでした。その予防接種して、感染しても重症にならないとかそういったことでやって、いまだにその予防接種が有効になったこともございます。

ただ、このコロナワクチンはまだまだ見えない部分がありまして大変かと思いますが、国や県からの情報はございますでしょうか。そういった情報あれば、構わない範囲でお聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員の、ワクチン接種についての情報はるかについてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、日本への供給を計画している海外のワクチンや、海外で開発されたワクチンを日本国内で生産するなど、ワクチン開発は進められておりますが、今現在では、一定の品質、有効性、安全性について臨床試験を行っている段階で、現在のところ接種開始時期は未定です。

国は、ワクチンが実用化された場合に、迅速かつ適切に接種を開始できるよう、ワクチン接種体制確保事業を開始する予定です。

これを受け、市町村には、予防接種システムの改修や、接種に係る通知等を印刷、郵送できるように準備することなどが求められています。

また、国は全国民に提供できるワクチンを確保することを目指しておりますが、一度に大量のワクチンを確保することは困難であるため、一定の優先順位を定めて接種することとしております。

9月25日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会が、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種についての中間とりまとめを公表しました。それによりますと、ワクチン接種の優先順位の上位に位置付けたのは、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する医療従事者等、高齢者および基礎疾患を有する者となっております、優先的に接種する方針とされております。

ワクチン接種費用については、国が全額負担することとなっております。また、ワクチン接種において副反応による健康被害が出た場合で、このワクチン接種によるものと厚生労働大臣が認めた場合は救済措

置が行われることとされておりますが、ワクチン接種についてはまだまだ未確定な部分が多いのが実情です。

国の動向を注視しながら、ワクチン接種が開始された際にはスムーズに対応できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんとまだまだ、何と言いますか実態がぼやけてるっていいですか分からないコロナでございますので、対応の方、ほんと難しいところはあろうかと思えます。

ちょっと確認ですが、今、国の方から求められておるその通知文書ですかね、そういったものはもう構えてますか。

それと、それは町独自の文章ですか。文章作るように作成を求められてるっていうふうな話やったと思うのですが、町独自のものか、もう完成間近か、できているのか。はい。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、浅野議員の再質問にお答えします。

町に今求められておりますのは、システム改修等になっておりまして、システム改修で予診票等を発行できるように改修をする予定となっております。

ただ、まだその様式等も記されておられませんので、また、国の動向を確認しながらということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

はい、分かりました。

システム改修いうことですので、その仕組みを作らんといかんということで、それは国の方から来ればですね、暫時対応の方をお願いしたいと思えます。

それですね、ほんと願うのは、町内からこのコロナウイルス感染者の発症者が出ないこと、このことはほんと願うばかりなわけですが、こればかりは神のみぞ知るみたいなところもあってですね、何分見えないもので分かりません。分かりませんが、町民挙げて、町の職員さんも挙げてですね、全員でこのコロナに立ち向かっていきたいと思えます。

いずれに致しましても、先ほども申し上げましたが、町民、住民で黒潮町にかかわる方、全員の方一人一人が自覚し、そして対応をしていただきですね、このコロナに対して対抗していきたいと自分も思っております。

町もほんとですね、無理難題といえますか、そういったことばかり申し上げて申し訳ないのですが、町の職員の方皆さんですね、町長を先頭に皆さんが町民のためにリーダーシップを遺憾なく発揮されてです

ね、この黒潮町にコロナが来ないことを祈りまして、それと、職員の皆さん、そして町民の皆さん、自分たちも含めた議員の全員が、健康管理には十分注意した上にですね、今後もお互い頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致しまして、私の質問の方終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 21分